

第百六十六回国
参議院外交防衛委員会會議録第八号

平成十九年四月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

岸 信夫君
福本 潤一君

補欠選任

川口 順子君
浜田 昌良君

出席者は左のとおり。

委員長 田浦 直君
理事 小泉 昭男君
山本 一太君
浅尾慶一郎君
柳田 稔君
高野 博師君

委員

浅野 勝人君
岡田 直樹君
北川イッセイ君
関口 昌一君
大塚 直史君
喜納 昌吉君
佐藤 道夫君
榛葉賀津也君
白 眞勲君
浜田 昌良君
緒方 靖夫君

国務大臣

外務大臣 麻生 太郎君
防衛大臣 久間 章生君

副大臣

法務副大臣 水野 賢一君
外務副大臣 浅野 勝人君

防衛副大臣 木村 隆秀君

大臣政務官

外務大臣政務官 関口 昌一君
外務大臣政務官 浜田 昌良君
防衛大臣政務官 北川イッセイ君

事務局側

常任委員会専門員 泊 秀行君

政府参考人

法務大臣官房審議官 三浦 守君
外務大臣官房審議官 猪俣 弘司君
防衛省防衛政策局長 大古 和雄君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○外交、防衛等に関する調査(国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議の件)

○イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の

締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二十四日、福本潤一君及び岸信夫君が委員を辞任され、その補欠として浜田昌良君及び川口順子君がそれぞれ選任されました。

○委員長(田浦直君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として法務大臣官房審議官三浦守君外二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の両案件を一括して議題といたします。

両案件の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 ICCローマ規程の承認、それからICC協力法案については、基本的には賛成であります、少し詰めなければいけないところがありますので、今日は配付資料に基づいて詰めさせていただきます。

前にも予算委員会等で議論をさせていただきまして、このICCローマ規程上では罪に当たらないけれども、日本の刑法では罪に当たらないものがある。基本的に、日本の刑法で罪に当たらないものについてはローマ規程ではこれは引き渡さないといいふうになっておまして、しかし、日本の刑法では罪に当たらないけれどもICCの中では罪に当たらないものについては、これは日本では罪に当たらないわけですから日本で処罰できないので引渡しをします。そうすると、日本の刑法で罪に当たらないものについては国内の裁判を受けることになり、日本の刑法では罪にならないものについては引渡しをされるのでICCに基づくということになるわけでありませうけれども。

まず最初の質問としては、国内法で処罰できないものがあつて、それを国際約束で、我が国が締結した他の国際約束でこうしたケースというのはあります。

○国務大臣(麻生太郎君) 御存じのように、日本の憲法第九十八条というもので、日本が締結した条約などについてはこれを誠実に履行するということを遵守する必要がある旨をこれ規定をされておりますのは御存じのとおりです。したがって、政府としては、この規定、九十八条の規定に従つて、いわゆる各条約を誠実に履行することができるよう国内法をしかるべく整備するという上で条約を締結することにしたというふうにしております。

したがって、日本がこれまで締結した国際的義務のうちに締約国の国内法による犯罪化が義務付けられているものにつきましては、いずれも我が国の国内法においてその義務が履行できるように必要な措置が講じられておりますのはもう御存じのとおりです。

今回のICCローマ規程において、いわゆる対

象犯罪の中で、いわゆる集団殺害犯罪とか人道に
対する犯罪とか戦争に対する犯罪等々を、これは
話題になるところですけれども、これを締約国の
国内法における犯罪として処罰できるようにする
ことを今回のICCでは義務付けられておりませ
んの、これまでの例とは少し違うように思っ
ております。

○浅尾慶一郎君 今御答弁いただいたとおりで、
今回のICCにおいて初めて国内法では罪にない
もの、ごくわずかですけれども、ないものがある
と。その場合には、まず確認させていただきま
す。国内法で罪になるものについては、日本人の
場合は特に国内で裁判を、まず刑事裁判をする
という理解でよろしいですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 結構です。

○浅尾慶一郎君 そうすると、国内法で罪になら
ない、しかしICC上では罪になるという場合に
は、これは要請があれば引渡しをするということ
ですね。

○副大臣(浅野勝人君) 今、浅尾先生がおっ
しゃっているのは、補完性の原則の中で、それぞ
れ、ICCの犯罪対象の被疑者の捜査や訴追はそ
れぞれの国が行うんだけれども、それができない
場合には、ICCが捜査、訴追をして締約国はこ
れに協力すると、そういう原則の中で、食い違っ
た場合、国内法とICCの規程がかみ合わない場
合をどうするかという御指摘だと理解します。

ICCが対象犯罪にしているものは、先ほど大
臣が答弁しましたとおり、集団殺害犯罪や人道に
対する犯罪、戦争犯罪、それから侵略犯罪につ
いてはまだ定義がされていませんけれども、それら
の問題でありまして、細部のものについては現行
の国内法で、殺人罪、傷害罪、逮捕監禁罪等で処
罰が可能であります。

これらのことを踏まえまして、国際刑事裁判所
に対する協力等に関する法律案でICCに対する
犯罪人引渡しなどを可能とするための手続規定な
どを整備した上でローマ規程を締結すると考えて
おります。

○浅尾慶一郎君 ですから、私の質問というか、
確認させていただいたんですけれども、ちょっと
長く答えられるとあれなんでもう私の方で申し上
げますと、基本的に、国内法で処罰できるものは
日本の場合は日本の裁判を受けると、国内法で処
罰できないものはICCに引渡しをして向こうで
処罰をするということなんです。

ここで、憲法との関係で二つ整理をしなければ
いけないことがあるんですが、まず前段、憲法三
十一条、罪刑法定主義というのがありまして、こ
れは、最終的には裁判になった場合には最高裁で
判例を出して決めていくということでありまし
て、ICCで罪になっていないもので引渡しがあ
った場合は、その件についてはこの法律あるい
は後ほどの決議で一回目はそういう形で引渡しを
するということになります。

今、法務副大臣もお越しでありますけれども、
罪刑法定主義との、憲法三十一条との関係はどう
いうふうに考えておられるか、その点をまずお聞
きたいと思っております。

○副大臣(水野賢一君) 先生御指摘の憲法第三十
一条で罪刑法定主義が保障されているわけなん
ですけども、これは我が国において刑罰を科する
場合の規定であり、ICCによる処罰について直
接に適用があるものではございません。

ただ、我が国として、ICCローマ規程に定め
る義務に従って引渡犯罪人の引渡し等の協力を
行うこととする以上、その処罰に至る一連の手続の
全体が憲法三十一条が保障する適正手続の趣旨に
かなうものが必要であるというふうに考えており
ます。

その上で申し上げますと、次の三点、すなわ
ち、一つには、ローマ規程上、ICCが管轄権を
行使する犯罪は国際社会全体の関心事である最も
重大な犯罪とされるものに限定をされているこ
と、かつその構成要件、その刑罰が明定されてい
ることがありますし、また、二つ目には、ICC
における手続は捜査から公判を通じて適正に定め
られており、人権の保障等についても十分に信頼

に値するものと評価することができると。三つ
目には、我が国による引渡犯罪人の引渡し等の協
力の手続は法案の定めるところによることとなり
ますけれども、そこではICCの判断を尊重しつ
つも、我が国の裁判所による司法審査を義務付け
るなど適正手続が確保されていること。

こうした三点を考慮いたしますと、一連の手続
の全体が憲法三十一条の保障する適正手続の趣旨
にかなうものというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 法務副大臣はどのように御答弁
されましたが、佐藤幸治先生という有名な憲法学
者がいられて、彼がその三十一条の、これはいろ
んな解釈があつて、三十一条は適正な、いわゆる
刑事訴訟上の適正な手続があればいいという考え
方と、それからもちろん罪がなければいいという考
え方といういろいろあると。通説がいろいろある
んですけど、通説は、科刑の手続及び実体要件の
双方につき法定されなければいけないというのが
通説になっていきますね。ここで憲法論議しても始
まらないので、これはいずれそういうケースが出
たときに、万に一つしかないというふうに御説明
を事前にいただいておりますが、万に一つ、日本
では罪にならないけれども引渡しをしなければい
けないというケースが出たときに、多分、私の予
想では、その人間はこれは憲法違反だと言って日
本の裁判所に訴える、だから最高裁まで行って、
そのときに判例が出るということになるんだろう
なと。

ただ、ほとんどのケースでは重大なということ
で、そういうケースはないというふうに事前に御
説明いただいておりますから、そういうことがない
ことを私も期待をしておりますが、国会の審議の
過程においては万に一つということも一応考慮に
入れなければいけないということでも今の議論を
させていただいております。

次に、実は憲法は、もう一つ、三十二条で裁判
を受ける権利というものを定めております。この
裁判を受ける権利と、今回は、裁判を、要するに
日本の刑法上では罪にならないものについては日

本国の裁判ではなくてICCの中での裁判的なも
のになるんだと思いますが、これとの整理はどう
いうふうになるのか。

つまり、憲法三十二条では「何人も、裁判所に
おいて裁判を受ける権利を奪はれない。」と書い
てあるわけでありまして、手続上定めであるの
で、拘束される場合でも手続はちゃんとした手続
にのっとって拘束をされるので、裁判はICCの
裁判になるんだと。この憲法で定める何人も裁判
所において裁判を受ける権利は奪われないとい
うのは、じゃ、ICCも含むというふうに解釈をさ
れるのかどうか、その点について法務副大臣に伺
いたいと思っております。

○副大臣(水野賢一君) 委員御指摘の憲法三十二
条によつて保障される裁判を受ける権利というの
は、刑事裁判においては裁判所の裁判によらなけ
れば刑罰を科せられないことを内容としているわ
けですけれども、ここで言う、憲法で言う裁判所
というのは我が国の裁判所であり、ICCを想定
したものではありません。したがって、ICCに
よる処罰に関する手続のために引渡しを行うこと
は、裁判を受ける権利を保障した憲法三十二条に
は反するわけではありません。

なお、ICC対象犯罪のほとんどは現行法にお
いても処罰可能であり、仮に引き渡されたとして
も、ICCローマ規程によれば、手続においては
罪刑法定主義などの刑事法上の諸原則は厳守さ
れ、引渡し後の被疑者の権利も厳格に保障され
ておりますので、実質的には裁判を受ける権利は十
分保障されているというふうに考えております。

○浅尾慶一郎君 ちよっと御答弁が少しよく分
らないところがあったんですが、ICCは、まず
整理していきます、日本の裁判所ではないから、
裁判を受ける権利ということには当たらないとい
うことでよろしいですね。

○副大臣(水野賢一君) 日本の裁判所ではないと
いうこと。ですから、ちよっと犯罪人引渡条約な
んかで外国に行つて裁判を受けるのと同じような
ケースだというふうに考えていただいて結構だと

思います。

○浅尾慶一郎君 それは、犯罪人引渡条約の場合には日本で罪になるものしか引渡しにならないんです。ですから、それは該当しないということ。確認しますが、ICCで言うところの裁判というのは、三十二条で定める裁判ということとは合致しないということだけを一つ確認をさせていただきたいと思っています。

○副大臣(水野賢一君) そのとおりでございます。

○浅尾慶一郎君 ということで、今日、後ほど決議をさせていただきますけれども、万に一つしかないかもしれない。しかし万に一つ、日本の法律では罪にならないものが、もちろんその行為を行った、もし仮に有罪になれば、それはそれで問題があることでありますけれども、日本の法律では罪にならない者を引き渡すようなことが出てきた場合に、今申し上げました憲法との絡みが恐らく後の時代で出てくるのではないかと、そういうことも含めて、本日最終的に決議も含めてこの法案に対して対処していきたいということを申し上げさせていただきます。質問を終えさせていただきます。

○大塚直史君 民主党の大塚直史です。引き続きまして、ICC、国際刑事裁判所についての質疑を行います。

今ちょうどお話があったところですけれども、国内法で、今回の条約ですね、犯罪化の義務がないということで、今議論があったような内容の話になってくるんですが、この三つの重大犯罪、集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪、これをやっぱ国内法でも規定すべきではないでしょうか。

○副大臣(水野賢一君) ICCのローマ規程で定められている三種類の重大犯罪は、そのほとんどが既に現行法においても処罰可能であり、現行法で処罰できないものはあるとはいえ極めて限られておる上、そのような行為のみが行われることというのは現実には想定し難いと考えております。

刑罰は、やはり人の生命とか自由とか財産を剥奪することを内容とする制裁であることから、必要やむを得ない場合においてのみ適用されるべきだという謙抑主義の要請も考慮する必要がある、ICCのこの規程との、現行法の間に理論的には確かに差異というものは認められるわけですが、でも、そのわずかな間隙を埋めるための新たな罰則を設けるまでの必要というのは現在ないというふうには考えておりますけれども、というふうに考えております。

○大塚直史君 そこで、私は素朴に疑問に思うんですけれども、今まで歴代の外務大臣に何でICCを早く締結しないんだということを聞くと、必ず同じ答えが返ってきた。それは国内法の整備という話でありました。

その国内法の整備もどこまでやるんだということなんですけれども、日本の場合は、特に国内法の整備をまず精緻にやると、その大前提があつて初めて条約の署名を行い、そして批准をするんだというような説明を一貫して受けてきたんですけれども、今回はどうもそういうことではない。

例えば、ドイツなんかは、我が国と同じようなICCへの協力に関する法案は整備しているんですけれども、さらに、可能性は少ないかもしれないが、重大犯罪、この三つの犯罪を新たに処罰する国内法規の整備なども行った。これをどういう形で行ったかという、結構大変な作業だったと思うんですけれども、にもかかわらず、二〇〇一年にはもう既に締約国になっているという例があるんです。

もう一度伺いますが、やっぱこれは、今回はいいとしても、将来的には国内法で規定をすべきではないでしょうか。

○副大臣(水野賢一君) 今申し上げたとおり、現時点ではそういう、先ほど申し上げたように、間隙を埋めるために新たな法整備というのが必ず必要だというふうには考えておりませんけれども、確かに、おっしゃられるように、しかし万が一、現行法で処罰できないようなICC対象犯罪とい

うのが我が国で行われる理論的可能性というのはないとは言えないわけですから、それはそのような事案の性質とか重大性とか社会的影響とかを考慮した上で国内法整備の在り方については検討に努めたいというふうに考えております。

○大塚直史君 国内法の整備を今後検討していくというふうに理解をいたしました。

次に、ローマ規程に定めている上官の責任ですね。これは、上官が、自分の部下が人道に対する罪や戦争犯罪をやっているということを上官が認識をしていて、それを止めることができるような立場にありながらこれを止めなかった場合、自分が直接手を下していないにもかかわらず上官としての責任を問われるという規定なんですけれども、これについても、国内法では規定を、犯罪化はしていないんですが、これについても将来的には国内法を整備するべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(三浦守君) お答えいたします。

ICC対象犯罪につきまして、実行行為を行った部下とその上官の責任に関しては、先生御指摘のように、ICCローマ規程におきまして、部下につきましては六条から八条、それから上官の責任につきましては規程の二十八条に規定されているところでございます。

先ほど来の御審議にもありましたように、元々このローマ規程は、締約国に対して、規程に定められる上官責任あるいは部下の責任、これらのものについて国内法において犯罪化ということを義務付けているものではございません。

ただ、実際の国内法上どうなるかという問題については御説明いたしますと、上官責任につきましては、現行法で考えますと、ほとんどの場合には行為者である部下の共犯などとして刑法総則等の規定に基づいて処罰することが可能であつて、現行法において処罰できないようなことが行われることは現実には想定し難いというところでございます。

また、刑罰は、人の生命、自由、財産を剥奪す

ることを内容とする制裁でありますので、必要やむを得ない場合においてのみ適用されるべきであるという謙抑主義、謙抑性の要請もございまして、新たな罰則を設けるべき理由は認められないというふうに考えているところでございます。

○大塚直史君 もう既に、政府はこれらの重大犯罪に関し、これらの重大犯罪というのは国内法の規定がない、国内法で犯罪化していない重大犯罪に関して、ICC規程と国内法との関係を十分に検討する必要があるという既に答弁はしているんです。

今のところ、これらについての検討結果を具体的に教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(三浦守君) 上官責任につきましては今申し上げたとおりでございます。現実には我が国の国内で行われるということが想定がされないということでありまして、特に上官責任が問われなければならないほど組織的な形でどういった犯罪が、しかも十分な重大性という問題をクリアする形で行われるということは到底想定されないというところで考えております。

○大塚直史君 先ほど来の議論でいって、私の質問もそうなんですけれども、一〇〇%あり得ないということはないわけで、たとえ少ない、想定することが難しいようなこういう犯罪においてもやっぱきちんと整備をしておいた方がいいんじゃないかと、そういう質問なんです。

次に移りますけれども、まず参考人に伺います。このジェノサイド条約で言っているジェノサイドとICC規程で言っている集団殺害犯罪、この定義は同じものだと考えてよろしいですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 定義自体は同じでございます。

○大塚直史君 外務大臣に伺います。

御存じのように、ジェノサイド条約締結では、このジェノサイドを国内法で犯罪化するという義務があるわけなんです。ローマ規程ではその義務がない。しかし、我が国としてはローマ規程

を今回締結しますよということですので、やっぱりこれを機会に、こういうジェノサイドというものも国内法で犯罪化をして、その上でジェノサイド条約を締結していくという方向で是非リーダーシップを発揮していただきたいんですが、大臣の御決意を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) この集団殺害犯罪という話なんですけれども、これは国際社会にとつては大きな関心事のある問題だと、いわゆる犯罪だと思つて、これが全然処罰されないで済まされるということとは、これはやっぱりあつてはならぬというように考えております。

日本がICCに加盟することになりましたので、こうした犯罪のいわゆる撲滅とかプリベンション、予防に貢献をしていくということになるんだと、いくんだと思いますが、このジェノサイド条約というのにおきましては、これは、今言われましたように、集団殺害等々の行為を犯したものに關して、これを国内法によって犯罪化する義務というものを課しているというのがこのジェノサイド条約の一番大きなところなんだと思いますが、処罰対象とする行為については、ICCのローマ規程において処罰対象とする行為より広く規定をされているというのが常態だと思いますので、したがつて、このジェノサイド条約を締結するに当たつては、日本の中においてジェノサイド条約を締結する必要性、また締結の際には必要となるそれこそ国内法の整備の内容等については、これはちよつと簡単にはいかないものであつて、もつと範囲が広がりますので、そういった意味においては慎重に考える、検討を加えていかないか必要があるだろうなという感じはします。

とにか、まずはこのICCの次にということなんだと思つたので、これができまして、しばらく運用を見た上でいろいろ考えていかなきゃいかぬ問題だと思つております。

○犬塚直史君 もちろん今すぐという話ではないんですけれども、これを契機にしてワンランク上といひますか、今までは、先ほどの憲法のお話も

ありましたけど、あくまでも国内法の範囲というところから、ドイツなんかの例がそうなんですけど、国内ではジェノサイドなんというのとは今この時代にほとんどあり得ないだろうということは、もうみんなそうだと思うんですよ。しかし、それはそうであつても、ICCのように世界的な管轄権を持つ裁判所の国際的な法益を少しでも前進させるために、ドイツなんかはわざわざこれを国内での犯罪化をしたというような努力をしているわけですよ。

やっぱり、これから我が国も、何ということですかね、ワンランク上というか、国内のことももちろんですけれども、国際法規を作っていくということにもつと貢献をしていただきたい。あのヤンキースタジアムの改装まで視野に入れてやっぱりルール作りに参加していくというような、少し前向きな大臣の御決意をもう一度伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) 大量の集団虐殺というのにオウムのサリンのあれが当たるかどうかは別にして、我が国においても、五千人からの者が一挙にという例が我々のすぐこの近くで起きたというのが日本における過去の歴史ですから。

そういったものを考えて、ああいったものが二度と起きないという保証はないと思つた。そういったものがあり得るということは常に考えておかなければならぬ大事なことだと思つておりますので、今言われましたように、可能性というものを否定して掛かるのは大きな、更に大きな過ちを犯すことになりかねませんと思つたので、これができまして後、長期にわたつて検討させていたいただきたいと存じます。

○犬塚直史君 もう一つは、もつと身近に感じる強制失踪、強制失踪防止条約、これはもちろん我が国まだ未締結なんです。理由としては全く同じで、強制失踪を禁ずる、強制失踪は何だと、そしてこれを処罰するための国内法がまだ整備されていないということなんです。やっぱりこれも、このICCの中では犯罪化されているわけですから、ICC締結をやつぱり

きつかけに、この条約も大臣のリーダーシップで是非、今すぐとは言いませんので、なるべく早い機会に締結をしていただきたいと思つたんですが、御決意を伺います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありましたこの強制失踪条約につきましては、これは、いわゆる我々の身近な問題として、拉致を含みますいわゆる失踪が犯罪として処罰されるべきものであるということに關しましては、国際社会におきましてこれは十分に確認がされ、アブダクションという言葉が国連で初めて正式に使われる等々、私どもの将来にわたつてこの種のいわゆる犯罪が繰り返されることのないようにというのに、抑止する意義というのは極めて大きいと私どもも思つております。

そのような考えに基づいて、日本としては、今年の二月でしたか、パリで開かれました署名式に、この条約にサインしているんですが、他方、この同条約は、ICCのローマ規程とは異なつていて、強制失踪を国内で犯罪化することを締結国に義務付けをしているというところが今問題なところなんだと思つたんですが、現在、この条約の締結に向けて、現行国内法の整合性とか条約の規定の内容の精査を行っているところ、正に行つているところなんです。これは可能な限り早いところやるべき問題だと思つておりますので、早期に同条約を締結したいものと我々も考えております。

○犬塚直史君 条約を、ジェノサイド条約、強制失踪防止条約と来たんですが、もう一つは、まだ形になつていないんですが、ATTです。これはもう武器貿易の条約で、まだ条約ではないんですけれども、今年、御存じのように麻生大臣も前向きな発言をされていますし、それから安倍総理もイギリスに行つてATTについては総理同士で非常に前向きな発言をされたということで、日本の武器輸出に対する非常に抑制的な態度も相まって、今、国際的な部分では発言する権利が非常に高いと思つたんです。

やっぱりICCの締結をいい契機としてATTに懸ける大臣のリーダーシップ、やっぱりお願いしたいと思つたんですけれども、御決意を伺います。

○副大臣(浅野勝人君) 御指摘のとおり、構想の段階のものなんです。私から答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、武器輸出三原則に従つて原則として日本は武器を輸出していませんし、国連などにおいても小型武器を含む通常兵器の問題に積極的に取り組んできた実績がございます。ATTの構想は、したがって日本政府の立場と基本的に合致するものだと理解をしております。

日本政府は、去年十二月の国連総会の決議案の提出国にもなつておりますし、それから東京でのワークショップ、これ犬塚議員も出席していただいていると承知をしておりますけれども、これらのことを通じて武器貿易条約に関する国際的な議論に積極的に参加してまいります。そして、今後もしこうした努力は積極的に推進をしてまいります。

○国務大臣(麻生太郎君) 犬塚先生、やっぱり基本的に、何となく軍縮というとかい武器の話ばかりみんなしますけれども、まずは、何というのか、チャカなんて言つちやいかね、けん銃、済みません、けん銃というものが一番小さなということになるんでしようけれども、こういったような小さな小型武器というものが、やっぱりこれで大丈夫なら次と。大体犯罪も、最初はちよつと置き引きぐらいから始まつてだんだんだんだんあれになつていきますので、小さな段階できちんと対応しておくというのが大事なんだと思つたんです。

日本の場合は、これはもう十六世紀にさかのぼりまして、やっぱり豊臣秀吉の刀狩りから始まつていふんだと思つた。日本人の発想というのは、刀狩り、結果として江戸二百七十年間うまうまといふたとはあそこさかのほりまうたので、やっぱり今度のアフガニスタンの中でも、社会復

帰に当たっては武器の供出、武器供出者にその分だけちゃんと対価を払うみたいなのをやったり、結論、アフガンの北の方はそれは成功したわけなんであって。

そういった意味では、こういった刀狩りみたいな発想というのは我々にはうまく、別に普通に根付いている発想の一つなんだと思いますが、なかなか世界的にいけますとさようなわけにはいかぬということなんだと思いますので、今言われましたように、このA.T.Tの話にしましては、もつと、まだまだとてもじゃないけどここに行く段階じゃありませんけれども、私どもとしては、日本としては、これは基本的な我々の考え方としてきちんと腹に収めて対応すべき問題だと考えております。

○大塚直史君 前向きな発言、ありがとうございます。

おっしゃる通りに、刀狩りもそうですし、アフガニスタン、六万人でしたっけ、DDRの成功。しかも日本が、DDRというのは武官を使つてなんでしょうけれども、軍事の専門家を使つてなんでしょうけれども、丸腰の人間が朝からドラッグやつているようなところに入つていって本当に大変な思いをしてやつてきたと、そういう日本の動きに対しては物すごいやつぱり注目と尊敬を集めていると思うんですね。

やつぱり、こういうA.T.Tみたいな、まだ本当にそんなのでいいのかと、そういう状況のときに、やつぱり一言日本の方から後押しを是非今後ともしていただきたいというふうに、この件についてはお願いをしておきます。

次に、クラスター爆弾のお話なんですけれども、これはもう大臣、さんざんこでも議論をされているお話なんですけれども、私、議論を聞いていて、日本の地形ですとか、あるいは海岸線が長いからこういう防衛のための武器が必要だというお話は分かるんですけれども、しかし、そもそも着上陸による急迫不正の侵害というのは最近余り想定してないじゃないですか。それでもこのク

ラスター爆弾というのはどうしても必要なんです。

○国務大臣(久間章生君) 着上陸の蓋然性が非常に薄まってきているという印象は、それはあると思いますけれども、しかしながら、防衛大綱及び中期防でも規定しておりますとおり、やはりそれをやつぱり念頭に置いておかないと国の安全というのは語れないわけでありまして。

そういう意味では、クラスター爆弾に代わるような対処方法があればいいんですけれども、対人地雷のときもいろんな議論をしました。小淵外務大臣とやりまして、そして地雷に代わるような武器といいますが、それについても予算措置を講じるといふことを財務省まで入れて議論しまして、やはり対応できるというそういう結論に達したのでこれも応じたわけでありまして。

クラスター爆弾については、今のところこれに代わるような、この長い海岸線から入ってきたときに、そしてこちらの方は平野部で敵対する格好になるから、着上陸のそのところでそれを撃退する方法についての武器が今のところ考えられないものですから、これはどうしてもやつぱり自衛隊としては持つておかないと万一のときに對抗できないという、そういうことから従来からこれは保有しているわけでありまして。

もちろん、着上陸がなくて、これは持つまま使わずに済むということが一番の理想でございますけれども、そのときに対応できないということでは、やつぱり国の安全を守る立場からいいますと無責任というふうなことも言われないためには、準備といいますがそういう装備はやつぱりしておく必要はあるんじゃないかと思ひます。

○大塚直史君 着上陸のどういう事態かということにもよると思うんですけれども、仮にこのクラスター爆弾を装備しておつても、着上陸による侵害をじゃー〇〇%防げるかといつたら、これは無理ですよ、完璧といふのはないわけですから。やつぱりどこかでバランスを取るといふか、このぐらいの手当てという話になると思うんですけ

ど。

私は、ちょっと不思議なのは、クラスター爆弾に関しては、そもそもオスロ宣言というものを各国が受諾する中で日本がまだこれを受諾していない。もちろん今のお話分かるんですけれども、そのバランスを考えたときに、そういう非常に人道的に問題がある兵器を使わないということをはつきりと宣明することによって外交的に着上陸の危険性を少しでも弱めるという側面もあると思うんです。それと、じゃ仮想敵国どこにするかという話もあるんでしょうけど、いや、これは持つておいた方がより安全だと、このバランスだと思ふんですけれども、外務大臣、いかがでしょう。か、私はやつぱりオスロ宣言を受諾した方が、する方向に外交としては行くべきだと思うんですけれども、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本として、クラスター爆弾に関して主に言われるものは不発弾の話が主によく出てくる。これがいわゆる人道上的いろいろな問題があるんだということは私もとしても認識しております。事実、我々としても、レバノンとかそれからアフガニスタン等々でこのクラスター爆弾の不発弾の処理というものに協力をしてきております。

これは御懸念のように、人道上の問題と防衛大臣言われますように安全保障上の必要性の問題とか、バランスを考慮してやっているとはいかぬというところなんだと思ひますが、今回の話の中では、これを実効的にやつていくために当たつては、これは主な生産国、このクラスター爆弾の生産国とそれから保有している国の参加も得てやらないといけない、こんなの現実的には保有国も生産国も全然参加していないものではなく効果が上がらないと思ひますので、そういう意味では、こういう議論とか宣言とかいうものをやっていると当たつては、少なくともこういうものが実効性あるようにするために議論をまず出すというということになりましたんで、ちょっと待つて

くれと、それは話が全然実効性を伴わないではないかということが日本として宣言を支持するというところを見送つたというのが前回の経緯です。したがって、これいよいよゆるゆるCCWと言います、何でしたっけね、特定通常兵器コンベンションというか、禁止制限条約の枠組みにおいてこの取組というものを大変重視しているのに対して、今後オスロ会議の宣言というものは、これは参考にはしながら、これいろいろな国の参加を得て最終的にきちんとまとめ上げていくには少々時間が掛かるとは思ひますけれども、日本としてはこれに積極的に参加していきたいという考えではあります。

○大塚直史君 やはりその積極的な参加が今は言わば夢のように見えるA.T.Tにもつながっていく努力になると思ひますので、是非それはお願いをしたいと思ひます。

次に、侵略の定義について、二〇〇九年のICCの締約国会議でこれを討議するという予定になっているんですね。もちろん、我が国は締約国になるべくして、二〇〇九年、再来年の締約国会議の中で、七年に一回のこのICCのローマ規程の見直しの会議であります。この侵略に関しては、前回、合意に達することができなかったと、侵略の定義を行うことができなかったということがありましたので、侵略犯罪に関する特別作業部会というのを二〇〇二年九月に締約国会議によつて設置をされた。この作業部会、二〇〇六年を皮切りに最低でも十日間の協議を費やすというところになっているんですね。二〇〇六年から見ますと、六月にニュージャージー、十一月にハーグ、今年の二月にニューヨークと、ここで、締約国会議でこの侵略犯罪についての定義、検討されているんですけれども、日本としてはどのような立場をまず取るつもりなのか、お答えください。○政府参考人(猪俣弘司君) 今委員が御指摘のとおり、侵略犯罪の定義などにつきましては、ICCローマ規程の起草過程において参加国間で意見の対立がございまして、今後二〇〇九年に開かれ

る予定の検討会議で、その場で検討を行われるという前提に立った上で、先ほど御紹介のあった特別作業部会の活動が続いているわけでございます。

侵略犯罪の定義についてのその起草過程での各国の意見の対立というのは、侵略犯罪の定義として、個別の行為類型を列挙したものとするのか、一般的かつ抽象的な定義にとどめるのかという点ですとか、あるいは定義を置かず国連安保理に侵略行為の認定をゆだねるかといった点につき議論が収れんしなかった経緯がございます。今活動をしております特別作業部会には我が国もオブザーバーとして参加しております。そこで侵略犯罪の定義の在り方、国際刑事裁判所が管轄権を行使するための条件などに関する議論をフォローしてきていますところでございます。

我が国としてどう対応するかということでございますけれども、今の段階で具体的にこうだという方針が明確にあるわけではございませんが、ICC加盟後は正式な加盟国として関連の議論に一層積極的に参画していきたいということを考えております。

○大塚直史君 侵略の定義って私は大変大きな前進になると思うんですけども、侵略というと、一方の国にとってみれば侵略で、他方の国にとってみれば自衛権の行使だというようなことにもなり得ますし、侵略というのは一体何なんだと、だれが決めるんだと、どういう定義なんだというのをこの司法の場でしっかりと定義していくことは大変に意味のある、意味のあるところか、画期的なことであると私は思うんですけれども、一方で、一部の国では、こういうことを司法機関にゆだねるといことは、国際の平和に対する脅威だとかあるいは平和の破壊だとかということ認定するのは国連安保理の専任事項である、それを司法の場で侵略の定義なんかをして、司法の場では侵略だ、これは侵略じゃないかということは安保理に対する越権行為ではないかというような意見があるというのを承知

しているんですけども、我が国の立場としてはどういうふうにお考えですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 先ほど御答弁しましたように、二〇〇九年に予定されているICC検討会議で議論されることになっているわけでございますけれども、したがって、今の段階で侵略犯罪の定義が最終的にどうなるのかというのを、見通しは、なかなか述べることは困難でございます。

今、国連安保理の専権事項との関係で、ICCでそういうことを決めていいんだろうかという御提起でございますけれども、これはICCローマ規程第五条におきまして、侵略犯罪の定義を定める規定は国連憲章の関連する規定に適合するものとする旨が規定されております。したがって、侵略犯罪の定義につきましても、ICCの関連規定は、例えば国連憲章第三十九条が規定する平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在の決定に関する安保理の権能、国連憲章第五十一条の自衛権などに関する規定等と整合的なものとなることが求められていると考えております。したがって、我が国としても、その内容に従った上で侵略犯罪に関する議論に積極的に参加したいということでございます。

○大塚直史君 今、参考資料をお配りしたんですけども、この侵略の定義を再来年、ICCの締約国会議で議論すると。出典をこれ出すまでもないような話だと思っております。右側が我が国の自衛権発動の三要件、急迫不正の侵害があつて、これを防ぐに手段がなく、必要最低限の武力の行使を行うと。これ一、二、三。これに対して、今度は、今武力行使の五要件と。要するに、国内のこれは自衛権の発動ではなくて、正当な武力行使の五要件というのはこういうものじゃないかという議論がずっと続けられておつて、頭の三つはほぼ同じと言っているんですね。この急迫不正の侵害というところを深刻な事態と。要するに、これはいわゆる平和に対する脅威だとか平和の破壊だとかいうことになると思うん

です。これは国にとってみれば急迫不正の侵害。それに加えて、残りの二つは当たり前のことなんですけれども、オイルが欲しいから行くんじゃないよと、正当な意図を持って介入、介入と言っているかどうかあれですけども、武力の行使を行うと。最後は合理的な見通し。つまりは、行ったときよりも出てくる時の方が少なくとも事態が良くなっているだろうという合理的な見通しがない限りは武力行使はしなきゃいかぬよというような一応五原則が二〇〇五年の国連サミットでも一応この話も出ていますね。

やっぱり私は、再来年、日本が締約国会議で侵略の定義について発言をしていく機会があるという場において、やっぱり戦争があつて、こんなこと二度としないといけないという国連や国際連盟ができた、そういうことじゃなくて、戦争がなくとも世の中の枠組みを少しつくっていいこうという、今回は、ICCなんかはそうなんですから、やっぱり日本もこういう件に関しては堂々と発言をしていく。特に、自衛権行使の三要件ということと非常に制約的にやってきたわけですから、やっぱりここについても発言をする権利というのは非常に高いと思うんですね。

それで、もう一度伺いますけれども、再来年の締約国会議で侵略の定義の議論にこれから積極的にいかかわって、特にこの五要件、カナダ政府なんかは、いわゆるミドルパワー・カントリーと言われるカナダ、ニュージーランド、北欧、オランダ辺りはこういうことに非常に理解を示しているわけなんですけれども、我が国の今後の取組、是非前向きに研究をして発言をどんどんしていくという、うかがいでしょいか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 今委員御指摘のいわゆる五要件と言われた部分、五つの基本原則ということだと思われ部分、これは正に国連改革のためのハイレベル委員会報告書で、憲章第七章に基づき安保理が武力行使を承認する際に満たすべき五つの基本原則ということで挙げられた要

件だと思えます。念のために言いますと、脅威が深刻であること、武力行使の目的が適当であること、武力行使が最後の手段であること、武力行使で用いられる手段が脅威と比べて必要最小限であること、武力行使した結果が武力を行使しなかった場合の結果と比べて悪くならないことということを掲げた上で、安保理それから総会はこの基本原則を明示的に決議すべしということがその報告書でうたわれております。

ただ、その後、まあもちろんその安保理、総会での決議というのは至っておりませんし、いまだ国際法上形成途上の問題であるという前提に立つた上で、先ほど来答弁しておりますとおり、侵略犯罪につきましてももちろんいろいろな動き、今までの経緯もございまして、我が国として積極的にその議論に参画していきたいということでございます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、猪俣の方から答弁いたしましたように、これは、大塚先生、日本にとつては非常に大きな基本的なところだと思えます。それが果たしてどれぐらい進行、進むかということに関しては、正直そんなに僕は楽観的な見通しを持ってはおりません。しかし、これは非常に日本として大事なところだと思っております。議論には積極的に参加していくということが私どもの基本的な姿勢であります。

○大塚直史君 ありがとうございます。今、猪俣さんもおっしゃったように、まずはこういう原則を安保理で採択をすべしと。いわゆるP5の恣意的な運用と見られがちなものではなくて、はっきりしたこういう原則を持って、行くときは行く、行かないときは行かないということがひいては安保理改革そのものにつながるんではないし、そういう原則を持つことがやっぱり日本が安保理に入っていくことの大きな私は契機にもなると思いますので、是非前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。次に、侵略の定義以外にも何点かあるんですけど

れども、やはり同じ二〇〇九年の締約国会議で、大量破壊兵器、テロ、薬物取引と、この三点についても、この定義を、この三つについても犯罪化するべきだという打合せが行われる予定なんです。

この件についてちょっと一九九八年のローマ規程が採択されたときの各国のスピーチなんかを少し私の事務所で調べてみたんですけど、例えば、大量破壊兵器の中でも核、核兵器の使用は、これは人道に対する罪だとはっきり言えという主張を実に明快にしていたのがナイジェリア、そしてサモア、バングラデシュ、フィリピン、インドネシア、それからこれは最後は、インドはさすがに核のことは言っていないんですけど、核以外的大量破壊兵器についてこのローマ規程に入っていないためにインドは賛成をしないで、このローマ規程の採択のときですね、賛成はしなかったんですよ。そういう、何というか、前向きな理由でインドは賛成をしなかったわけなんですけどね。こういう積み残しの話題があると。

特に私が驚いたのは、このときに日本の発言は全然なかった。何で日本がこういうときに核も含めるべきだと堂々と発言しなかったのか、その経緯はちょっと今は分かりませんが、再来年のこの第一回のローマ規程の見直し会議においては、少なくとも日本から積極的な発言をして、この核兵器の使用はやっぱりローマ規程の中に入れるべきだと、人道に対する罪だということを発言していただきたいんですけれども、政府の意欲を伺います。

○政府参考人(猪俣弘司君) 今また委員から御指摘がありましたように、ローマ規程の改定作業の際、改定交渉の際に、検討会議でも大量破壊兵器についての定義ですとか、あるいはテロリズム、麻薬犯罪についても議論されるということになっているわけでございます。

今委員の御質問が大量破壊兵器ということが中心になりましたので、その点について御説明させていただきますと、ICC規程八条の2、十分御

案内のとおり、(b)の二十というところに規定がございまして、その検討会議あるいは改正する際に規程の附属書に含められるようにしようというところで、どういふものが大量破壊兵器であるかということについてはその附属書を作成するというものになっておりますが、それはいまだに作成されていらないという状況でございます。

問題は、生物兵器、化学兵器ですとかいろいろ大量破壊兵器がございまして、核兵器については、政府として従来から一貫して、その核兵器の使用は、絶大な破壊力、殺傷力ゆえ、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないものと考えているというところは申し続けてまいりましたけれども、核兵器の使用が国際法上どうかという点については、まだ、例の御案内のとおりICCJの勧告的意見がございまして、それにならぬ、そこでも明確に国際法違反ということにはなっていないこともございまして、その点については慎重な検討が必要じゃないかというふうに考えております。

○大塚直史君 だからこそ新しい枠組みをつくる、しかもこの件に関しては去年を皮切りに最低でも十日間は協議に費やすことになっているわけですね。まだ三回しか行われておりませんので、少なくともあと七回、七回になるのか七日間になるのかよく分かりませんが、そういう場では日本はやっぱりしっかりと発言をしていって新しい枠組みづくりには日本からも積極的に参加をすべき、すべきというか、するべき立場にあると思うんですね。是非この件についてしっかりとした対応をお願いしたいと思いますが、もう一度その決意をお願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、猪俣の方から細目申し上げましたように、この話は大量破壊兵器の定義がまだ非常に難しい話になっているところがある、ルールづくりとしては難しいところの一つなんです、その中で、核、いわゆるNBCと言われる、ニュウクリア、バイオ、ケミカルと、このNBCのこの扱いにつきましてどうするかという

話が一番、何というか、難しい定義の、ルールをつくるとなると難しいんだと思いますが、これはバイオかと言われると、いや、これは人道に役に立つとか、実にあるという使い方によつては違いますが、実には違いますが、そういうところを含めまして、核の平和利用の話とか、もう物すごく技術的な話も錯綜してありますので話がごちゃごちゃしておりますけれども、日本としてこの種の問題にしましては積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○大塚直史君 特に核に関しては、日本は本営に六十年前からの疫学的な本営に膨大な資料も持つておるわけですから、こういう議論に今こそ積極的に参加していただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次はエービック、APIICですね、特権免除協定、これはもう既に、これについては必要性を感じていないというか、入らないつもりであるというふうなお答えをいただいているんですけれども、もう一度これ正面から、何で入らないのかと私はよく分からないんですけど。

ICCは国連の機関ではありませんので、国際条約でつくられた機構ですから、一九四六年に採択された国連特権免除条約の適用の対象外になるわけですね。もちろんICCの中に既に特権・免除に関する規定は幾つかあるんですけども、漏れていないところはかなりあると。しかも、やっぱりここできつちりとそういうことを逃さないようにしておかないと、同じICCでも、例えば所長クラスが来れば特権・免除について出入国あるいは捜査に当たっているいろいろな障害が出ると思えないんですけれども、それじゃ書記の人はどうだと、あるいは余りその人数が多くなったり、捜査が短期間だったたり、あるいは長期間になったとかにやっぱりきちんとこれは担保しておくべきじゃないかなと。そもそもAPIICに締結しないという積極的な理由が私は分からないんですけど、もう一度これお答えください。

○政府参考人(猪俣弘司君) この問題につきまして

では、本会議でも委員が御質問されて麻生大臣の方から御答弁させていただいた点でございますけれども、国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定、この協定自身、先ほど委員の方から御指摘があったように、ICC規程四十八条の1及び2に規定されておりますICC、裁判所自身、それから裁判官、検察官、次席検察官及び裁判所書記への特権・免除等の付与について改めて確認的に規定した上で、その四十八条3、4に規定します裁判所の特権及び免除に関する協定としてICCの裁判所次席書記、検察局の職員、書記局の職員、弁護人、専門家、証人その他裁判所への出廷を求められる者に対する特権・免除等の付与につき規定するものでございます。

そこで、ICC裁判所でございますけれども、現在ハーグの本部及びニューヨーク、国連の事務所以外では事件の捜査が行われている国のみ事務所を設置しているということでもございまして、当面我が国においてICCの事務所が設置される見通しはないというのが一点目でございます。我が国においてICCの職員、要するに検察官ですとか裁判官ですとかいう方にはもう既にローマ規程を我が国が締結することに伴いまして、そうでないような職員などが長期にわたって我が国で活動することも現時点では想定されないことなどにかんがみまして、現時点では我が国にとってその締結の必要性は乏しいんじゃないかという判断をして締結しないこととした次第でございます。

○大塚直史君 現時点で必要性が乏しいという議論は分かるんですけども、私が聞いているのは、これを締結しないという積極的な理由が今見当たらないわけですから、何でこれ、要するに国連機関であれば当然ICCやなんかには与えられている特権・免除なんですから、それがただ条約でできたために、そのところを補完する追加的な条約がここにあるわけで、これを結ばないという今の答えでは積極的な理由には聞こえないんですけれども、もう一度お願いします。

○政府参考人(猪俣弘司君) 結ばなければならぬ必要性があれば当然結ぶわけでございますけれども、そういう必要性がないという判断に至ったので、現時点では特に結ぶ必要がないだろうという判断でございます。

○大塚直史君 いや、ですから、その結ぶ必要がないという判断をどうしてされたのかと。将来的に絶対あり得ないというなら分かるんですけども、あり得るかもしれないと。担保しておいた方がいいだろうと、どちらかといえば。しないよりはした方がいいですね。じゃ、した方がいいことを何で積極的にできないのかと、素朴な疑問なんです、もう一回答えてください。

○政府参考人(猪俣弘司君) 繰り返しで恐縮でございますけれども、いろいろ検討して、その特権・免除に関する協定をこの時点で結ばなければいけないかという、必ずしもそうではないという判断、先ほどの説明した点でございますが、したがって、今の段階で本当に必要であればもう当然結びます。必要でないという判断があったために今回は御提出してないと、こういうことでございます。

○大塚直史君 いや、その必要でないという判断の根拠を聞いていますから、もう一度お答えください。

○政府参考人(猪俣弘司君) 最初、先ほど御答弁した点にまた触れざるを得ないと思うんですが、まずけれども、裁判官、検察官、それから次席検察官及び裁判所書記についてはもう既にICC、今回ここで御審議をお願いしているICCの規程四十八条1及び2に書いてあって、既に特権・免除が与えられております。それから、裁判所も当然与えられております。それが大前提になった上で、それ以外の事務所が実際に日本に事務所を置かれるかどうかという、そういうことは想定されない、見通しはない、それからその特権・免除を付与されないICCの職員などが我が国で長期に滞在するというのも考えられないということとで、特権免除協定について現段階で御承認いた

だ、あるいは締結する必要があるという判断をしたということでございます。

○大塚直史君 余りこればかり長くやるつもりないんですけども、ただ、今気になることをおっしゃったのは、事務所は置かないと、そういう事態はないと、そう断言されているけれども、断言はできないでしょう。

○政府参考人(猪俣弘司君) 済みません、言葉が足りなかったかもしれませんが、見通しはないということも言ったつもりでございます。

○大塚直史君 では、少しでも見通しがあるのであれば、この特権免除協定は、要するにICCに規定してある特権免除規定を補完するものですか、これは前向きに取り組むべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) こういう形で特権・免除を与えるということになりますと、もちろんICCの活動に関するところから、必要性があれば当然やるべきだろうという気はしますが、それとともに、日本の権利義務についてもある意味では影響を与える部分もございますので、比較考量という点は当然必要になるかと思えます。ただ、必要性があれば当然のことながら検討する必要があるというふうに思っております。

○大塚直史君 日本の権利義務にどういう影響を与えるんですか。その辺、もう少し説明してください。

○政府参考人(猪俣弘司君) 公的な行動に対しての特権・免除ということがございますけれども、税金でございますね、税金の免除ですとか、それから、裁判権の免除という部分になりますと公的なやつですから、その問題はなにかのかもしれないんですが、税金の免除というのが一番大きいかもしれません。

○大塚直史君 済みません、税金の免除というのはどういう意味ですか、初めて聞くんですけれども、もう一回説明してください。

○政府参考人(猪俣弘司君) 今回、特権・免除に基づいて提供される部分といいますのは、訴訟手

続の免除ですとか文書の不可侵、それから給与への課税の免除、今税金と言ったのはその部分でございます。

○大塚直史君 そのICCの捜査をする、裁判官だけではなくて、捜査をチームとしてやっていくこの人たちに對して、これが国連の機関であれば与えられるような特権・免除をICCの捜査にかかわる人たちには与えなくていいという積極的な理由はありますか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 積極的な理由という点でちょっとどうもやっぱりなかなか認識が違ってくるかもしれませんけれども、まず冒頭委員も御指摘になったとおり、この締約国は四十八か国というところでございまして、まずはICCローマ規程を締結するのが優先であるという前提で今回お諮りしているわけですが、検察局の職員ですとか書記局の職員が日本に来て滞在するときに、長期にわたって滞在する可能性も余りないではないかという判断があった上で、今回、それから正に事務所についてもそうですけれども、見通しがいいという判断に立った上で、今回についていえば、今の段階では特権免除協定についてのお諮りをしなかったということでございます。

○大塚直史君 ごめんなさいね、まだ分からないんですよ。そういう予断で、予断というのか、そういう状況が余り考えられないだろうということは分かるんですけれども、それじゃ何で一応担保しておこうということにならないんですかね。積極的にやるというつもりで今は入らないという意味なんです、それとも今後とも入るつもりはないと言っているんですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 先ほど御答弁したつもりでございますけれども、必要性が出てくれば当然締結する必要があると思うっております。

○大塚直史君 必要性が出るというのはどういう事態を想定しているんですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) なかなか見通しとしては立ちにくいところがございますけれども、仮に事務所を日本に設置しなさいいけないような状況

況が出てきそうである場合ですとか、職員、要するに検察官あるいは裁判官が来られるときはもう当然特権・免除を与えられていたとしても、そういうでない職員の方が長期に我が国に滞在するような可能性が出てくるような場合ですとか、先ほどの必要性がないと言った理由の反対のような状況が起きてくれば当然必要性があるという判断に基づいて考えるというところでございます。

○大塚直史君 もう一回聞きますね。これでもう最後にします。これに前向きに取り組むんですか、それとも前向きに取り組まないんですか。

○政府参考人(猪俣弘司君) 前向きであるかどうかという主観的な問題とはまた別で、必要性があれば当然それについて締結する方向で考えるということでございます。

○大塚直史君 私が聞いているのは、政府としての姿勢を聞いていますよ。必要性が出てくればというその条件を付けられても、じゃ何が必要性かということはお互いに分からないわけですから、どうい状況が起こるかということとは将来は分からないわけですからね。

○政府参考人(猪俣弘司君) しつこいようで恐縮でございますけれども、するつもりがないとか、そういうことを答弁しているつもりはなくて、必要性があれば当然のことながら締結すべきだろうと思っております。

ただ、現にICC、国際刑事裁判所規程、ローマ規程に対する締約国は百四十八か国であるのに比べて、この特権免除協定については四十八か国が締約国であるということからも分かりますように、それぞれの国でももちろん当然考えていると思いま

○大塚直史君 分かりました。要は、締結している国が少ないから、まあそうはつきりは言っていないんだけれども、それほど必要性がないんじゃないかというようなお話に聞こえるんですけども、やっぱりほかの国がやっているから、やつてないからというよりも、やっぱり積極的にこういうことには今後いい機会ですのでかわつていつていただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

十一月に、今度、補欠の選挙、ICCの裁判官の補欠の選挙が行われます。これは、我が国がもし締約国になるとすれば、締約国になってもうすぐですので、この批准ができた段階でもうすぐ準備しないと間に合わないと思うんですけれども、その進捗状況を教えてください。

○政府参考人(三浦守君) ICC規程によりまして裁判官の選出につきまして選挙が行われるわけですが、現時点におきまして、今後予定されます選挙において我が国としてどのような対応をするかということについて確定的に定まっているわけではございませんが、法務省といたしましては、外務省とともにその候補者の擁立の可能性も含めまして適切に検討してまいりたいと思っています。

○大塚直史君　大臣、これ、もう十一月なですよ。ね。やっぱり送るからには相当透明性の高い、納得性のあるやり方で本当に有能な裁判官を送らなきゃいけないと思うんですけれども、第一号です。十一月ということは、締約国に我が国がなつてもう本当にすぐと、もう今すぐ準備しないといけないぐらいだと思んですが、それを法務省と外務省にしか見えないようなやり方ではなくて、広く透明性のあるやり方でやるということが

○国務大臣(麻生太郎君) 犬塚先生、基本的には、今回辞任したのが二名でしようか、あそこは、たしか二名の裁判官のポストの補欠選挙というのが十二月か、に予定をされていると思うんですね。二〇〇九年には六名の裁判官のポストが改選選挙ということになっておりますんで、私どもとしては、新しくこれは加盟して出す金も多いわけですから、基本的にこの裁判官等に対して我々としては立候補する権利もあろうし、当然のこととして、義務とは言いませぬけれども、責任もあるんだと私どもは存じます。

ただ、是非ほかの委員の方にも御理解いただきたいんですが、向こう三年間に大体国際的な選挙といふのが百二十幾あるんですよ、今から考えていられるだけで。これは何も法務省に限らず、例えばＩＴＵなら総務省とか、いろんな形でずつと百二十幾ありましてね。これは思い付きでば

らばらばらと持つてこれられてもこれは外務省としてはとても対応ができませんから、全部出せということで、今、外務省の中に選挙対策本部をおたくの党みたいにつくりましてね、うちも。選対本部長外務大臣麻生太郎ということになって、各省全部出せと。しかも、これを長期的に、八年先だったらそれまでの段階に、事務局長に立候補すると、その前のときに次長のところなんかに入っておかなきやいかぬと。そういう経験を積ませ

るために役人を養成するのもしなきやいかぬので、思い付きなんかで出すなと。ちゃんと長期計画を出せと言つて、いわゆる選挙の方法からやり方から、今ちよつと各省全部ばらばらに出して各局が、外務省の各課に來ますものですから、それを全部統括して今整理をやり始めたところの最初に來たのがこれです。

そういう意味では、ちよつと正直、今までこういったことを統計的にやつてきておりませんの

○大塚直史君 選対本部長には是非頑張っていただきたい。特に、一番最後に選対本部長というか外務大臣が一言、あるいは総理が一言言うとかかなり効いたりするというのも聞いておりますので、是非それは頑張っていただきたいということと、

もう一つ、ついでみたいなんですけど、やっぱり
すそ野が狭いと思うんですよ。こういうICCと
かICCJの判事に立候補できる人という人は本

当にもうエリート中のエリートでありまして、
 じゃ、国際法とかこういうことで本当に活躍でき
 る、自分の専門分野を持っていて、法にも詳しく
 て、国際法にも精通しているという人は、私は絶
 対量は日本はもう絶対的に足りないと思うんです
 けれども、いつも言う話ですが、ここのところ、

やっぱりするそ野を広げるためにどういう、突然で済みませんが、どういうことを大臣、お考えでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) おっしゃるとおり、よく言うんですけれども、同じ外務省の中でも、海外向きだからといって国際機関向きとは限りません。国際機関に向いているの、海外の大使館に向いているの、また余り海外向きじゃなくて国内で

いるんだと思うんですね。それをみんなでゼネラリストみたいにするから人の育ち方が悪いんで、国際機関に出すのが一番難しい、育て方としては一番難しい、特に日本人にとっては難しいんだと、私はそう思っております。したがって、こういうった機関に出すのに当たっては、そんなすぐに促成栽培で、レディメードでないんだから、少なくともオーダーメードでこれ育てていく以外

だから、そういった意味では、例えば今法務省
いらつしやいますけれども、法務省の力で、これ
はカンボジアに今ケムールージュの裁判には日
本から初めて裁判官というのが出ました。あの裁
判というのは、世界で注目の裁判官が日本人
ですから。また、その下に、今カンボジアでいろ
いろ民事訴訟法とか民法とかいろいろ作ってい
るんですけども、これ作るのに手伝いは法務省の
若い女性のいわゆる司法試験を通つたのが何人か
行つて、今あそこで法律を作るといふ作業をやつ
ております。

そういつたような経験をあつちやこつちや結構
若いうちから積ませておかないと、ある日突然に
と言われてもおつしやるとおりなかなかできる話
じゃないと思いますんで、若いうちから海外に出
して外国人と一緒に働かせるという経験を積ませ
るというようにしていかないとなかなか育たぬも
のだというのが基本だということを言つて、今い
ろいろ各省にも、そういうつもりならあらかじめ
言つてもらつて、それをこつちはどここの大使
館に何々出すからというようにして今育てようと
いたしております。

○犬塚直史君 是非頑張つていただきたいということ、もう一つは、各省庁の枠から外れた人たちもやっぱり海外でたくさん一生懸命やっている方がいるわけで、特に今回、けつに火が付いたような話ですけれど、十一月ということなので、これは一つのやり方の第一回目だと思ふんですけれども、もちろん省庁の中も含めて、それ以外にも枠を広げて、広く公募をして、しかも形だけではなくて広く公募をして、透明性のある形で是非選んでいただきたいと、こう思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 民間からの登用ということを私どもも、外務省としてもいろいろ考えるところなんです、外務省を例に引きますと、基本的に同じぐらいの年次でやりますと、大体五十ぐらいになっていると、まず給料は半分ぐらいで

すかね、ちよつと正直言いまして四割ぐらいのところになるんだと思いますんで、そういうそこそこの給料をほうってこっちに来るといふ人はなかなか奇特な方かよほど志の高い方といふことになります。それから、若いうちに経験を積ませてもらいたいという方で、今ガットなんかでいろいろ民間雇用というので契約みたいな形で二年とかかなんとか切つてやらせていただいているところがやつとスタートしたところぐらいなんですけれども。

いずれにいたしましても、今からゼロからスタートをして何十年掛けてやるというのはとても物理的に間に合わないところもありますんで、既にでき上がった方々で、そういった方々を私どもとして広く集めるといふことをしない限りはもう物理的に対応ができないという事情にもありますんで、御指摘の線を踏まえてやってまいりたいと思ひます。

○犬塚直史君 私、給料についていつもおっしゃるけど、余りにすることはないと思うんです。奇特で志の高い人がたくさんいるわけですから、むしろ給料が大幅に下がったとしても、いや、おれは絶対これをやりたいんだといふ人が多分たくさんおられるんじゃないかと思うんです。JICAなんかもそうだと思うんですけど、そういうことをどうしてもやりたいんだと、おれは給料下がってもやるんだと。むしろそういう方が入った後は活躍してくれるんじゃないかと。特に上の方の人はそういう人ではないかと。と、そんな気がいたします。

次の質問は、ローマ規程で国内法と違うところの一つに、被疑者とか被告人の権利とか被害者と証人の保護とかいう、あるいは公判手続への参加などといふことが十全と言え保護規定が設けられていないんですけれども、これらの規定について、まず国内法で担保されていない部分について今後どういふふうに考えていくのか伺います。○政府参考人(三浦守君) ICCローマ規程におきましては、ICCにおけます刑事手続に関しま

して、保障されるべき被疑者、被告人の権利、さらには被害者、証人の保護等の規定が設けられているところでございます。

これに對しまして、我が国における刑事事件の捜査、公判につきましても、ほぼ同様に憲法、刑事訴訟法等におきまして被疑者、被告人の権利、例えば自白を強要されないこととありますとか、拷問、残虐刑の禁止、弁護人との接見交通、迅速な裁判等の手続保障の規定がございますし、被害者等の保護あるいは証人の保護に関しましてもそれぞれ規定があるところでございます。我が国がICCに對して行う証拠の提供等の協力の手続におきましてはこういった刑事訴訟法等の規定を準用することとしておりますので、条約上の義務としての必要な担保は確保されているといふふうに考えているところでございます。

なお、これらの保障がすべて明文で規定されているかどうかという点に關して申し上げれば、例えば、ICCローマ規程では、被疑者の尋問につきましては弁護人を立ち会わせる権利があること、あるいはその旨を尋問に先立つて被疑者に告げるということが定められておりますが、我が国が実際にそのICCの被疑者に対する尋問の実施を協力として請求された場合には、この条約の規定に基づきまして、尋問に先立つてそういった弁護人の立会いの下に尋問を受ける権利を有する旨を告げて、相手がその権利を放棄した場合を除いて弁護人を取調べに立ち会わせるという運用を行うといふふうに考えているところでございまして、こういった運用も併せて、こういったローマ規程に定める被疑者の権利が担保されるというふうに考えているところでございます。

○犬塚直史君 問題点として考えられるのは、例えば未決勾留に關して代用監獄が使われている点ですとか、被疑者、被告人への取調べ時の可視化、可視化といふのは透明性を持つて可視で行われているか、あるいは取調べへの弁護人の立会いが保障されていないといふような点が指摘されているんですけれども、この点についてはどう思

ますか。

○政府参考人(三浦守君) 我が国の刑事手続それ自体として申し上げますと、捜査あるいは公判を通じてICCの刑事手続と異なる点はもちろんございまして、それは、元々ICCのその捜査、公判の手続の構造自体が日本の捜査、公判の手続の構造と相当違う部分がございますので、我が国の刑事手続は、我が国の刑事手続の構造あるいはいろいろな体系の中で運用をしているといふところでございます。

ICCに加盟するといひましても、そのICCの刑事手続を、我が国の国内法同様にそういう手続を取るといふことを義務付けているものではございませぬし、我が国としては、ICCに對する協力を実施する中で、基本的にはICCが求める権利保障あるいはいろいろな要件といふものを誠実に對応していくといふこととしていたるところでございまして。

○犬塚直史君 義務付けられていないということによく承知しているつもりなんですけれども、そういう言わばとらえ方ではなくて、せつかくこれを締結するわけですから国内法をもう少し整備を行っていくと、これを機に。あるいは、これを機にローマ規程自体の整備を行っていくということに對してももう少し開かれた、考えて、前向きな考えで是非お願いしたいと思ひます。特に、こういうことに關しては、まあまだこういう事態はないうことでしょけれど、被告人への取調べで得られた証言がICCでは証拠として採用されないような事態にならないように、是非きちんとした対応をお願いしたいと思ひます。

最後の質問ですが、地位協定とこのローマ規程の關係なんですけれども、日本に滞在中の米兵を地位協定十七条を適用してICCに引き渡すことはできるかといふことなんです。具体的に言うると、例えばアフガニスタンなんかで戦争犯罪を犯したといふ米兵がいると。ICCに訴追をされるときに、その米兵が日本にいて基地の中にいるときに、これを引き渡すことができるかといふ質問

です。

○政府参考人(猪俣弘司君) ICCローマ規程の規定の説明をまずさせていただきます上で地位協定との關係の説明をさせていただきますけれども、ICCローマ規程の第九十八条2といふところに、ICCが締約國に對して引渡しを請求を行うに当たつての規定がございまして。派遣國の國民の裁判所への引渡しに當該派遣國の同意を必要とする國際約束に基づく義務に違反する行動を求めることとなり得る場合、こういう場合には、ICCが派遣國からICCへの引渡しについての同意をあらかじめ得ない限り、國際刑事裁判所、ICCは引渡請求を行うことができない旨規定しているわけでございます。

翻つて日米地位協定の關係でございますが、我が国は、日米地位協定第十七条に基づきまして、米國が米國人などに対する刑事裁判権を行使する場合には、米軍当局への引渡しを援助する義務を負っているわけでございます。したがしまして、我が国として、我が國に駐留する米國軍人にかかわる刑事裁判権につきましては、まずは地位協定、日米地位協定に従つて対処するということになります。

そういうことでございまして、御指摘のように、同協定、日米地位協定の第十七条を不適用として我が國に駐留する米國人をICCに引き渡すことは想定されていないといふことでござい

○犬塚直史君 地位協定を結んでいる国ではそういうことなんですけれども、地位協定を結んでいない國に對しても米國がBIAといふ形で二國間の協定を、これは百か國以上と結んでおるといふ事態なんです。これに對して本會議場で麻生大臣は、日本はこのBIAを結ぶつもりはないとはっきりおっしゃいました。それは、もちろんこの地位協定がありますからアメリカにとつてみれば日本と結ぶ必要はないといふこともあるのかもしれないが、それはそれとして、政府としてこのBIAに對する見解とい

うんですか、考え方をここで、ついでといつてはなんですか、聞いておきます。

○政府参考人(猪俣弘司君) 今御指摘のあったB I Aというところについていいますと、米国の理論的な可能性の問題であれ、米国の同意なく米国民が国際刑事裁判所に引き渡され得ることを懸念してICC規程、さつきちよつと紹介いたしました九十八条2に規定される国際約束に該当するものを作るということで、すべての米国民について米国の同意なしに国際刑事裁判所に引き渡さない旨の二国間合意の締結を提案しているというのは事実でございます。

我が国は二〇〇二年以降、二国間合意について米国と数次にわたってミーティングを行ったことはございますけれども、我が国としては、当然、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を犯した者の訴追を確保するというICCの趣旨にかんがみまして、この規程の締結に当たりましてこのような二国間合意を締結しないという考え、これは正に麻生大臣が明確に述べられたところでございます。

なお、更に説明させていただきますと、主要な国際刑事裁判所のICC規程締結国でございますイギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどを始めとしますすべてのEU諸国とカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国は、このような米国との間での二国間合意を締結していないというふうに承知しております。

○大塚直史君 時間になりました。世界の戦争がない状態での秩序づくり、戦争があった後の秩序づくりじゃなくて戦争がないときの秩序づくりに、今我が国が大きな貢献をするチャンスだと思います。

このICCを締結するというところについては、この間も言いましたが、ドイツのカウル判事なんかは、ICC、国際刑事裁判所設立以来の最大の出来事であるとして評価をして非常に高い期待を持っているわけです。正に、ヤンキースタジアムでヤンキースと一緒に松井のようにやって

いく、これは当然でありますけれども、ヤンキースタジアムもそろそろ改装しなければいけないところも出てきておると。そういうときに、やっぱり我が国がこれからそういうところにも積極的にかかわっていったきたいということをお願いをし、最後に、大臣に一言御決意をお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今のそのB I Aの話……

○大塚直史君 ヤンキースの話。
○国務大臣(麻生太郎君) ああ、ヤンキースの話、ヤンキース。
やっぱり、何でしょうね、ちよつとヤンキースと云われるとあれですけども、一九九〇年をもつて二極というのが一極が変わってこれ七十年になるんですが、その中の枠組みというのは、やっぱりこれまでとは少し違ったものになってきた世界が中であって、我々としては、二極の中の一極であったアメリカとこれまで六十年間うまくやってきたがために、少なくとも、この焦土の中からこれまで国として経済復興させ、国家を繁栄させてきたことは否めない事実だと思いますが、これが永久に続くという保証が全くないのは歴史の示すとおりなんです、そういうときに当たって、この状況がどういった形で変化しようとも、少なくとも日本という国家の安全なり繁栄なりというものが保障されていくためにどういう具合に考えるかということ考えたときに、枠組みという、ヤンキースと言われたこの枠組みがどういう具合に変わっていった方が我々にとっていいのか、世界にとっても我々にとってもいいのかというところは、常に頭に入れておかねばならぬ大きな問題だと存じます。

○大塚直史君 終わります。
○緒方靖夫君 ICCローマ規程は、武力紛争がいまだ絶えない国際社会において、その中で発生する重大犯罪を処罰し、その根絶を目指す上で重要な規程だと考えております。
幾つか質問いたしますけれども、ローマ規程で

犯罪化される重大犯罪ですけども、日本はこれを国内法において新たに犯罪化するための法整備を行わないということでありまして、ただ、加入に時を掛かった理由の一つに法整備の検討があった、このことが繰り返されてきたわけですけども、重大犯罪の国内法化についてもいろいろと検討されたと思います。重大犯罪の規定整備を必要ないと判断された理由について、端的にお伺いいたします。

○副大臣(浅野勝人君) 先ほども指摘をさせていただきましたが、基本的な考え方が補完性の原則だからであります。

ICCの規程は、対象犯罪を各締約国において処罰できるようにすることは義務付けておりまして、その一方で、ICCの対象犯罪のほとんどのものは、現行の国内法において殺人罪、傷害罪、逮捕・監禁罪などとして処罰が可能です。そういう点を踏まえて、日本としては、国際刑事裁判所に対する協力などに関する法律案においてICCに対する引渡しなどを可能とするための手続規定などを整備した上でローマ規程を締結する考えでございますから、必ずしも国内の法律、犯罪化が必要とは考えておりません。

○緒方靖夫君 参考にお伺いしますけれども、ローマ規程締結国の中に、批准に伴い国内法において重大犯罪を新たに犯罪化した国、これはどのくらいあるんでしょうか。
○政府参考人(猪俣弘司君) ただいま副大臣の方から答弁しましたとおり、締約国にその対象犯罪をすべて義務化することではないんですけれども、ICCの対象犯罪を国内法で処罰できるようにするための立法措置をとった締約国についてのお尋ねでございます。

先ほど大塚委員が御指摘になったドイツそれからイギリス、オランダ、カナダなどにおきましては、ICCの加盟に当たりまして新たな法律が制定されて、ICCの対象犯罪の全類型が国内においても犯罪化されているというふうに承知しております。ただ、先ほど答弁あったように、各国の

判断ということと、それから義務でないということがこのポイントだろうと思っております。

○緒方靖夫君 ジェノサイド条約について、日本の署名等々についての対応については、先ほど大臣からICCの運用を見て、しばらく見て、そういう回答がありました。私の方から、やはりこの問題については是非積極的に検討していただきたいと、その要望を申し上げておきたいと思っております。

もう一点伺いますけれども、ローマ規程の重大犯罪は現在四つに限定されております。ローマ会議では、同時にテロリズム犯罪も対象犯罪に含むことを検討する旨の決議がなされております。締約国会議などの場で今後議論されていくと思えますけれども、この問題について日本政府はどのような方針で臨まれるのか、お尋ねいたします。

○政府参考人(猪俣弘司君) ただいま御指摘のございましたテロリズム犯罪などにつきまして、ICCローマ規程を採択したローマ会議で作成されました最終文書の附属書におきまして、検討会議における検討の対象とするように勧告されております。二〇〇九年の開催予定の検討会議において検討される問題につきましては、もちろんこれから調整が行われていくことと思えますけれども、御指摘のテーマが議論の対象になる可能性があるものと考えております。

政府としては、ICC加盟後は主要な加盟国の一つとして、これらの関連の議論に一層積極的に参画、貢献していきたいと考えております。

○緒方靖夫君 アルカイダなどの国際テロ組織に対してアメリカなどが対テロ戦争と称して軍事力による解決を進めてきましたけれども、これなかなかうまくいきません。国際テロリズムに対しては、やはり法の裁きを厳格にするという、そのことが求められていると思えますし、その意味でICCに期待される役割も非常に大きいと思えます。テロに対しては刑事司法による対処で積極的に進めるという、そういうことを、そういう方向

が進むように政府の対応を要望しておきたいと思っています。

次に、ちょっとテーマ変えますけれども、防衛省に航空自衛隊の次期主力戦闘機の選定について伺いたいと思います。

防衛省による選定対象は六機種あると言われておりますけれども、この検討に当たって戦闘機能力等においてどういう点を重視されているのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(久間章生君) まだ具体的にどういう項目を重視していくかという、その段階まで至っておりませんけれども、いずれにしても、これから先、我が国領空の防空等を適切に行い得る、そういうようなものを考えていくわけであり、そういうのは、我が国を取り巻く各国においても、いわゆる第四世代機といいますが、そういう形で航空機についても近代化が進められておりますので、我が国としても、そういうことも念頭に置きながら、どういう形で我が国領空の防空等を適切に行うに足りるかというような、そういうことから取り組んでいきたいと思っております。

○緒方靖夫君 六機種のうち最も能力が高いのが、本年米空軍が嘉手納基地に配備したF22だと言われております。在日米軍のライト司令官が、四月三日の記者会見で最も優れた能力を持つ機種を選定してほしいと述べて、日本の導入に強い期待を表明しているところですが、

F22にはどんな特徴があるのか、現行のF15やF4戦闘機と比べてどんな違いがあるのか、簡潔で結構ですが、御説明願います。

○副大臣(木村隆秀君) 先生の今御質問、F4の後継機の選定を適切に行うために、調査対象機種として、その一つとしてF22もその対象になっているわけでありまして、今その情報収集をしている段階でございます、大臣からも今御答弁をさせていただきまして、もう現時点でその能力について確たる評価を下すというのは困難ではないかと思えます。

ただ、先生も御承知だと思いますけれども、米

空軍の公式ホームページにはF22のことについて述べられておりまして、先生今御指摘のように、米空軍の最新鋭戦闘機である、ステルス能力、そして超音速巡航能力、機動力と統合アビオニクス能力のコンビネーションによって戦闘能力が大きく飛躍していることが述べられているということは承知をいたしております。

○緒方靖夫君 四月五日からの日米審議官級協議に際して、日本側はF22を最有力候補として挙げ、米側に輸出解禁を求める方針とか、あるいはF22とF15、FXの二機種を二段構えで調達することを想定しているとか、そういう、報道ですけれども、そういうことが伝えられております。いずれにしても、F22は有力候補として検討されているということになるわけですか。

○国務大臣(久間章生君) その前に、F22についても少し情報を公開してもらいたい、そういうことを希望しておるわけでありまして、まだそういう点では細かい点の情報を得るに至っていないわけでありまして、

○緒方靖夫君 しかし、同時に、それを公式に求めていくということ、同時に、これがどういう性能を持っているかということについては今副大臣の方からお話がありましたし、非常に優れた戦闘能力、性能を持っているということは自明のことだと思えます。

その中で、先ほどもお話がありましたように、F22の選択、これを視野に入れて考えていると、そういうことは間違いありませんね。

○国務大臣(久間章生君) うち外に置いているというわけでもございませんけれども、それを視野に置いて、それに絞っているような検討をしているというわけでもありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいと思えます。

○緒方靖夫君 そうすると、それは一つの仮定の話になってまいりますけれども、その優れた能力ということと前提として、そして日本がそれを選択していくということになった場合、日本の防衛にとってステルス性能と対地攻撃能力を兼ね備え

た機種を持つということになってくると思いますが、けれども、その必要性ということについては大臣はどのように考えられているのでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) その機種がたまたま対地攻撃能力を持っているかどうかという、そういう点はまたありますけれども、それよりも、我が国領空においていわゆる防空に十分堪え得る戦闘機かどうか、そのところが一番大事なわけでありまして、それが併せて対地攻撃能力を持っているかどうかというの、それはその次の話でありますから、我が国としては、とにかく領空内において防空を十分行い得る、そういう機種を選定したいという、そういう角度から検討するわけでありまして、

○緒方靖夫君 これも仮定の話になってくるわけですが、けれども、領空内とおっしゃられました。同時に、その性能を見ると、仮に日本がレーダーに捕捉されずに相手国の地上施設を攻撃できるという、そういう能力を持っている機種になるわけですね。そういう能力を持つようになるとすると、本土防衛の、つまり領空内の防衛という、今大臣がおっしゃられた、そういう本土防衛のための必要最小限の能力、これを超えるということにもならないかどうか、その点についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 委員のお話を聞いておりますと、敵地攻撃能力を持った戦闘機を次は選ぶのかということと盛んにおっしゃるような感じがしますけど、そうじゃなくて、ステルス性があるということ、空対空でぶつかったときでも、相手の方から見たらこちらは野球の小さなボールに見える、こちらから見たら向こうは、戦艦大和じゃないけど、大きく見えるという、そういう違いがあるわけでありまして、そういう能力をどうちがいがいかというようにことから検討するわけでありまして、敵地攻撃能力を持っているとか持っていないとか、そういう尺度じゃありませんので、そこは誤解のないようにひとつとらえていただきたいと思います。

○緒方靖夫君 ええ、誤解のないように議論したいと思うんですが、このF22の能力としてそういう能力を持っている、そういうことになりませんか。

○国務大臣(久間章生君) 先ほどから何度も言っていますように、情報が細かく出されていないわけでありまして、今、こちらの調査団を派遣した場合でも、この機種については向こうは受け入れてもらっていないわけですね。ということは、どれだけの細かい点で、速度とかそういうのについてはそれはホームページに載っていますけれども、いろんな武器等を装備した状態でどれぐらいの重さを持つのか、いろいろやっぱり情報を知りたい点があるわけでありまして、そういうのを総合的に見なければ決まていけないわけでありまして、まだその前の段階だということに理解していただいた方がいいんじゃないかと思えます。

○緒方靖夫君 アメリカの側はどうもこれを他国に売りたい、そしてその一番の有力な先として日本があるというそのことが報道等々されておる、米国内で報道されております。そうすると、大臣おっしゃられたように、今後いろいろ調査する、どういう性能を持っているかということと直接確かめる、今後どういう日程でどういう形でそれは行われるんですか。例えば、これまで協議の中で聞いているとか、あるいはこれから代表団を送って調べるとか、そういうことについてのその日程とその方法についてどういう方向なのかお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(久間章生君) まず我々としては情報公開をしてもらいたい、それが一つですね。それと、やっぱり今アメリカ国内法で、議会ではこれは外国に売らないという法律を作っているわけですから、その法律との関係はどうなるのか、そういうところもこれから先の方向として知りたい。そういうのがクリアされているんですから、その中でこちらが買うということとをまずありきで議論する

こと自体がないんじゃないでしょうか。

○緒方靖夫君 この機種の性能ということに私は着目しているんですがね。日本が攻撃を受けた際の日本の共同対処、これについてはアメリカが矛で日本が盾と。つまり、敵をたたくのは米国の役割で自衛隊は専守防衛に当たる、これは繰り返し答弁されてきました。この役割分担を変えないならば、F22が非常に高い能力を持っているとしても、その同じ機種を日本が持つ必要はないのかな、その点ではないかなということに単純に私思うわけです。その点について、そういう議論は当然それを選定するという作業に入れば起こると思うんですけども、その点について大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(久間章生君) この日本側が盾であり米軍が矛であるという基本的なこのスタンスは変わっておりません。これは現在の中期防において防衛大綱においてもそのことは明確に述べておるわけでありまして。しかしながら、先ほど言いましたように、周りのいわゆる機種が非常に第四世代機になってきたときに、このF22よりも優れたような、そういうような機種を果たして我がが開発することができるとか、あるいはまたほかの国でそれを持っているかどうか、そういうことも念頭に置いて検討しなければなりませんから、敵地攻撃能力というようなそういうサイドじゃなくて、むしろ我が国領空においての防空能力を考えたときにどういうような機種があるのかという、そういう角度から検討をしようという、そう思っているわけでありまして。

○緒方靖夫君 最後です。
やはりその機種の能力からすると確かに対地攻撃ができるという、そういう優れた能力があるわけ、それがどういふ影響を持つのか。領空の防衛という大臣がおっしゃられた目的、それにまつしぐらだという、それに限定しているんだという、そういう説明は私、今伺いましたけれども、しかし、それを超える能力を持っているということについてもきちっと考えていくことが必要だと。

と。これはやはりアジア諸国への様々な影響等々もあると、起こるだろうということを私は危惧するわけで、その点から伺いました。

○委員長(田浦直君) 他に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結について承認を求めるの件の採決を行います。本件を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案の採決を行います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案件の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 外交、防衛等に関する調査を議題といたします。

浅尾君から発言を求められておりますので、これを許します。浅尾慶一郎君。

○浅尾慶一郎君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国際刑事裁判所に関するローマ規程に関する決議案

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を処罰する国際刑事裁判所の設立は、国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という観点から、極めて意義深いものである。現在、この裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪について管轄権を行使でき、定義等が整いつつある。人道的に對する犯罪には、北朝鮮による日本人拉致問題を抱える我が国が国際刑事裁判所に関するローマ規程の締結国になることは大きな意味が認められる。

また、二〇〇九年に招集される本規程の検討会議では、侵略犯罪の定義等の整備のほか、テロ犯罪及び麻薬犯罪について、管轄犯罪に含めるか否かを検討することが予定されている。我が国が本規程に加入した暁には、その見直しを始め、まだ発展途上にあるこの裁判所の運営及び活動に対し、締結国として国際社会に対し明確なビジョンを示し、最大限の貢献を行っていく必要がある。

さらに、本規程の締結に当たって我が国の採る国内実施体制の整備や運用の在り方は、今後、締結を検討するアジア諸国などからも注目されるものである。

以上のことを踏まえ、政府は、本規程の締結に当たり、次の事項につき誠実に努力すべきである。

一、重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底という国際刑事裁判所の果たすべき重要な役割にかんがみ、分担金の最大拠出国にふさわしい発言権を確保しつつ、発展途上にある国際刑事裁判所の運営及び活動に積極的に関わり、その実効性及び効率性の向上に努めること。

二、国際刑事裁判所に対する人材面での貢献を積極的に行っていくこととし、そのため、裁判官、検察官を始めとする裁判所職員の輩出のために我が国の人材の発掘及び育成に係る体制を強化すること。

三、国際刑事裁判所が管轄する犯罪に対する法の支配を徹底させるため、対象犯罪の予防及び厳正な処罰に向けた取組を国際社会に広く行き渡らせるよう努めること。

四、国際刑事裁判所の活動の普遍性を高めていくためにも、アジア諸国を始めとする非締結国に対し、あらゆる機会をとらえて、本規程締結への外交的働き掛けを行うとともに、法整備も含めた司法支援等の国際協力を積極的に進めること。

五、本規程に基づき国際刑事裁判所が管轄権を有する重大な犯罪については、補充性の原則に基づき、自国による刑事裁判権行使が基本であり、かつ、当該犯罪の中には我が国の現行国内法上処罰できない行為があることにかんがみ、今後の諸外国の実行も踏まえ、国内法整備の在り方について検討に努めること。

六、国内法上処罰できないために日本国民が国際刑事裁判所から訴追される懸念が生じる場合には、速やかに処罰を可能とする国内法整備の在り方について検討に努めること。

六、国際刑事裁判所からの協力要請に適切に応えられるよう、我が国の刑事司法制度の更なる信頼性向上に常に努めること。

七、国際刑事裁判所に対する協力において、受刑者証人等移送又は引渡犯罪人の引渡し決定を行うに当たっては、当該受刑者又は引渡犯罪人に対し、制度の趣旨、手続、方法等について十分な説明を行うとともに、国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律に規定された要件及び手続を厳守すること。

八、我が国から移送又は引渡しをされた受刑者又は引渡犯罪人が、国際刑事裁判所におい

て、本規程で保障された人権基準を満たす取扱いを受けることを確保すること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(田浦直君) ただいまの浅尾君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田浦直君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。麻生外務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいまの御決議に対して、所信を申し述べさせていただきます。

政府といたしましては、ただいま採択された御決議の趣旨を踏まえつつ、国際刑事裁判所に對する協力を通じ、国際社会におけます重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与してまいり所存であります。

○委員長(田浦直君) 次に、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件及び核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件、以上三件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。麻生外務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりましたイーター事業の共同による実施のためのイ

ター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

この協定は、平成十八年十一月二十一日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府、ロシア政府及び米

国政府の代表者により署名が行われたものであります。

この協定は、イーター事業を実施する主体であるイーター国際核融合エネルギー機構の設立、組織、任務、資源等について規定するものであります。この協定に基づき国際機関であるイーター国際核融合エネルギー機構が設立されることにより、イーター事業の共同による実施が可能となります。

イーター事業の早期の実施に向けて積極的に貢献を行ってきている我が国がこの協定を締結することは、持続的な核融合発電の実現等に寄与するとの見地から有意義であります。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定とともに、平成十八年十一月二十一日にパリにおいて、我が国政府、欧州原子力共同体、中国政府、インド政府、韓国政府及びロシア政府の代表者により署名が行われたものであります。

この協定は、イーター国際核融合エネルギー機構等に対して、裁判権からの免除、強制執行の免除、直接税等の免除等の特権及び免除を付与することを目的とするものであります。

この協定によりイーター国際核融合エネルギー機構等に対して特権及び免除が付与され、イ

ター事業を確実に実施するための環境が整備されます。これは我が国の利益にも資するものであり、我が国がこの協定を締結することは有意義であると考えます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

最後に、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

政府は、平成十七年七月以来、欧州原子力共同体との間でこの協定の交渉を行いました。その結果、本年二月五日に東京において、私と先方リチャードソン駐日欧州委員会代表部大使との間でこの協定に署名を行った次第であります。

この協定は、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動を実施するための具体的な手続及び詳細に関する枠組み等を定めるものであります。

この協定の締結により、より広範な取組を通じた活動を欧州原子力共同体と共同で実施することが可能となるとともに、平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現に寄与することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

三件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

正午散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
二、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件
一、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件
イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

目次

前文

- 第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立
- 第二条 イーター機構の目的
- 第三条 イーター機構の任務
- 第四条 イーター機構の加盟者
- 第五条 法人格
- 第六条 理事会
- 第七条 事務局長及び職員
- 第八条 イーター機構の資源
- 第九条 事業資源管理規則
- 第十条 情報及び知的財産
- 第十一条 イーター建設地に対する支援

- 第十二条 特権及び免除
- 第十三条 現地事務所
- 第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護
- 第十五条 責任
- 第十六条 廃止
- 第十七条 会計検査
- 第十八条 運営上の評価
- 第十九条 国際協力
- 第二十条 平和的利用及び不拡散
- 第二十一条 ユーラトムへの適用
- 第二十二条 効力発生
- 第二十三条 加入
- 第二十四条 有効期間及び終了
- 第二十五条 紛争解決
- 第二十六条 脱退
- 第二十七条 附属書
- 第二十八条 改正
- 第二十九条 寄託者

前文

欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という)、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際原子力機関の主催の下で実施されたイーター工学設計活動の成功裡の完了により、エネルギーとしての核融合の実現可能性を証明することを目的とする研究施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計を締約者が利用することができるようになったことを想起し、核融合エネルギーが事実上無限な、環境上受入れ可能な、かつ、経済的に競争力のあるエネルギー源として長期的可能性を有することを強調し、

イーターが核融合エネルギーを開発する過程における次の重要な一歩であること及び現在が核融合エネルギーの分野における研究開発の進展に基づくイーター事業の実施に着手するのに適切な時期であることを確信し、

二千五年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表による共同宣言を考慮し、

二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が各種のエネルギー技術(再生可能なエネルギー、エネルギー効率及び高度なエネルギー技術を含む)の分野における研究開発の拡大を促進することを各国政府に要請したことを認識し、

平和的利用のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明し、並びに若い世代の核融合への関心を高めるため、イーター事業の共同による実施が重要であることを強調し、

イーター国際核融合エネルギー機構が、科学的及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求することを決意し、

エネルギー源としての核融合の安全性を証明し、及び核融合が社会的に受け入れられることを促進するため、イーター施設の建設、運転、利用、除染及び廃止を安全に、かつ、信頼性をもって実施することが重要であることを強調し、

核融合エネルギーの研究開発のための長期的かつ大規模なイーター事業を実施するためには、真の連携が重要であることを確認し、

科学的及び技術的な利益は、核融合エネルギーの研究の目的のために締約者間で平等に配分されるものであるが、事業の実施に関連するその他の利益は、衡平の原則に基づいて配分されるものであることを認識し、

イーター事業に関する国際原子力機関との実りの多い協力を継続させることを希望して、次のとおり協定した。

第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立

1 この協定によりイーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)を設立

する。

2 イーター機構の本部(以下「本部」という)は、フランス共和国プシユ・デュ・ローヌ県サン・ポール・レ・デュランヌ市に置く。この協定の適用上、ユーラトムを「接受締約者」といい、フランス共和国を「接受国」という。

第二条 イーター機構の目的

イーター機構は、平和的利用のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性(将来において持続的な核融合による発電が実現されるであろうことをその重要な特徴とするもの)を証明することを目的とする国際的な事業であるイーター事業について、第四条に規定する加盟者(以下「加盟者」という)間の協力のための措置を講じ、及びこのような協力を促進することを目的とする。

第三条 イーター機構の任務

1 イーター機構は、次の事項を任務とする。

(a) イーター工学設計活動の最終報告書(イーターEDA文書第二十一号)に示される技術的な目的及び一般的な設計並びにこの協定に基づいて必要に応じて採択される補足的な技術文書に従ってイーター施設を建設し、運転し、利用し、及び除染すること並びにイーター施設の廃止のための措置をとること。

(b) 加盟者の核融合エネルギーに関する研究開発計画に参加する研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること。

(c) 核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること。

(d) この協定に従って、イーター機構の目的を達成するために必要なその他の活動を実施すること。

2 イーター機構は、その任務の遂行に当たって、地域社会との良好な関係の維持に特別な考慮を払う。

第四条 イーター機構の加盟者

この協定の締約者は、イーター機構の加盟者とする。

する。

第五条 法人格

1 イーター機構は、国際法上の法人格(国又は国際機関と協定を締結する能力を含む)を有する。

2 イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

- (a) 契約を締結すること。
- (b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
- (c) 許可を取得すること。
- (d) 訴えを提起すること。

第六条 理事会

1 理事会は、イーター機構の主要な内部機関であり、加盟者の代表で構成する。各加盟者は、四人以内の理事会への代表を任命する。

2 第二十九条に規定する寄託者(以下「寄託者」という)は、この協定の効力発生の後三箇月以内に理事会の第一回会合を招集する。ただし、第十二条5に規定する通報をすべての締約者から受領することを条件とする。

3 理事会は、その構成員のうちから議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ一年の任期で在任するものとし、最長四年を限度として三回まで再選されることが出来る。

4 理事会は、その手続規則を全会一致で採択する。

5 理事会は、別段の決定を行う場合を除くほか、年二回会合する。理事会は、加盟者又は事務局長の要請により臨時会合を開催することを決定することができる。理事会の会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、本部で開催する。

6 理事会は、適当な場合には、閣僚級の会合を開催することを決定することができる。

7 理事会は、イーター機構の目的を達成するため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導

及び監督について、この協定に従って責任を負う。理事会は、この協定に従って、いかなる問題又は事項についても決定及び勧告を行うことができる。理事会は、特に、次の事項を行う。 (a) 事務局長の任命、交代及び任期の延長を決定すること。 (b) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の職員規則及び事業資源管理規則を採択し、及び必要な場合には改正すること。 (c) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の主要な運営上の組織及び職員の定員を決定すること。 (d) 事務局長の提案に基づき、幹部職員を任命すること。 (e) 第十七条に規定する会計検査委員会の委員を任命すること。 (f) イーター機構の運営上の評価を行うため、第十八条の規定に従って付託事項を決定し、及び運営評価人を任命すること。 (g) 事務局長の提案に基づき、イーター事業の各段階の総予算及び(i)に規定する年次の改定のための許可可能な調整範囲を決定し、並びに第九条に規定する当初のイーター事業計画及び資源見積りを承認すること。 (h) 全体的な費用の分担についての変更を承認すること。 (i) 関係加盟者の同意を得て全体的な費用の分担を変更することなく調達の配分についての修正を承認すること。 (j) イーター事業計画及び資源見積りについて年次の改定を承認し、並びにその改定に応じてイーター機構の年次計画を承認し、及びイーター機構の年次予算を承認すること。 (k) イーター機構の年次決算を承認すること。 (l) 年次報告を採択すること。 (m) 必要に応じて、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を採択すること。 (n) 必要に応じて、理事会の補助機関を設置すること。	(o) 第十九条の規定に従って、国際協力のための協定又は取決めの締結を承認すること。 (p) 土地及び他の不動産に関する権原の取得及び売却並びに土地及び他の不動産に関する権原についての抵当権の設定について決定すること。 (q) 事務局長の提案に基づき及び第十条の規定に従って、知的財産の管理及び情報の普及に関する規則を採択すること。 (r) 事務局長の提案に基づき及び第十三条の規定に従って、関係加盟者の同意を得て現地事務所設置の詳細について承認すること。理事会は、設置するいずれの現地事務所の存続についても、定期的に見直しを行う。 (s) 事務局長の提案に基づき、イーター機構と領域内にイーター機構の本部又は現地事務所が置かれる加盟者又は国との関係を規律する協定又は取決めに承認すること。 (t) 事務局長の提案に基づき、加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進するための活動を承認すること。 (u) 第二十三条の規定に従って、国又は国際機関のこの協定への加入について決定すること。 (v) 第二十八条の規定に従って、この協定の改正を締約者に勧告すること。 (w) 借入れ又は貸付け、保証の提供及びそれらに関連する見返り担保その他の担保を提供することについて決定すること。 (x) 国際的な輸出入管理に関する枠組みが物質、装置及び技術をその管理リストに含めることを検討するように提案を行うか否かについて決定を行い、並びに第二十条の規定に従って平和的利用及び不拡散を支援する政策を定めること。 (y) 第十五条に規定する賠償についての取決めに承認すること。 (z) 第十二条3の規定に従って免除の放棄につ	いて決定すること並びにイーター機構の目的を達成し、及びイーター機構の任務を遂行するために必要なその他の権限であつてこの協定に適合するものを行使すること。 8 理事会は、7(a)から(c)まで、(g)、(h)、(o)及び(u)から(z)までに規定する事項並びに10に規定する加重投票方式について、全会一致で決定する。 9 加盟者は、8に特定する事項以外のすべての事項に関し、コンセンサス方式により合意に達するよう最善の努力を払う。合意に達することができない場合には、理事会は、10に規定する加重投票方式に従って決定する。第十四条の規定に関連する事項についての決定は、接受締約者の同意を必要とする。 10 各加盟者の票を加重するに当たっては、各加盟者のイーター機構への貢献を反映させる。票の配分及び意思決定の原則を含む加重投票方式は、理事会の手続規則で定める。 第七条 事務局長及び職員 1 事務局長は、首席行政官であり、イーター機構の法律上の能力を行使するに当たりイーター機構を代表する。事務局長は、この協定及び理事会の決定に適合する方法で行動するものとし、その任務の遂行について理事会に対して責任を負う。 2 事務局長は、職員の補佐を受ける。職員は、イーター機構が直接に雇用する者及び加盟者から出向する人員で構成する。 3 事務局長は、五年の任期で任命される。事務局長の任期は、五年を限度として一回に限り更新することができる。 4 事務局長は、イーター機構に関し、その運営、その活動及び政策の実施並びにその目的の達成のために必要なすべての措置をとる。事務局長は、特に、次の事項を行う。 (a) 次の事項について準備し、及び理事会に提出すること。 イーター事業の各段階の総予算(許可可	能な調整範囲を含む。) イーター事業計画及び資源見積り並びにそれらの年次の改定 合意する総予算の範囲内での年次予算(年次の貢献を含む。)及び年次決算 幹部職員の任命及びイーター機構の主要な運営上の組織に関する提案 職員規則 事業資源管理規則 年次報告 (b) 職員を任命し、指揮し、及び監督すること。 (c) 安全について責任を負い、及び第十四条に規定する法令を遵守するために必要なすべての組織的な措置をとること。 (d) 必要な場合には接受国と協力して、イーター施設の建設、運転及び利用に必要な免許及び許可を取得するよう努めること。 (e) 加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進すること。 (f) イーター機構による使用のために調達する部品及び設備の品質及び適合性を確保すること。 (g) 必要な場合には、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を理事会に提出すること。 (h) 理事会が事前に承認することを条件として及び第十九条の規定に従って国際協力のための協定又は取決めに締結すること並びにその実施について監督すること。 (i) 理事会の会合のための準備を行うこと。 (j) 理事会の要請により、理事会の補助機関の任務の遂行を補佐すること。 (k) イーター機構の年次計画の実施の時期、成果及び質について監視し、及び監督すること並びに業務の完了に係る報告を受領すること。 5 事務局長は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、理事会の会合に出席する。
---	---	--	--

6 事務局長及び職員のイーター機構に対する責任は、専ら国際的な性質のものとする。ただし、このことは、第十四条の規定の適用を妨げるものではない。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又はイーター機構外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。加盟者は、事務局長及び職員の責任の国際的な性質を尊重するものとし、これらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとはならない。 7 職員は、事務局長の任務の遂行を補佐するものとし、事務局長の管理に関する権限に服する。 8 事務局長は、職員規則に従って職員を任命する。 9 職員の任期は、五年を限度とする。 10 イーター機構の職員は、イーター機構の活動を実施するために必要な科学上、技術上及び行政上の能力を有する人員から成る。 11 職員については、加盟者の貢献に応じた加盟者間での役割の適切な配分を考慮しつつ、その者の能力に基づいて任命する。 12 加盟者は、この協定及び関連規則に従って、イーター機構に人員を出向させ、及び客員の研究者を派遣することができる。	(c) 理事会が承認する限度内において及び理事会が承認する条件に従って資金その他の形態により受領する追加の資源 2 この協定の有効期間にわたる各加盟者の貢献は、文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価値見積り並びに締約者の貢献の形態」及び文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載されているとおりであり、理事会の全会一致の決定により改定することができる。 3 イーター機構の資源は、第一条に規定するイーター機構の目的を促進し、及び第三条に規定するイーター機構の任務を遂行するためにのみ使用する。 4 各加盟者は、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、適当な法人（以下当該加盟者の「国内機関」という。）を通じて、イーター機構に貢献を行う。加盟者がイーター機構に資金による貢献を直接に行う場合には、理事会の承認を要しない。	3 イーター事業計画は、イーター機構のすべての任務を遂行するための計画を明示するものとし、この協定の有効期間を対象とする。イーター事業計画は、次の事項を定める。 (a) イーター機構の目的を達成するために全般的な計画の概要（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）を示し、及び全般的な計画に関連してイーター事業の進捗状況を要約すること。 (b) 五年の期間又は建設期間のいずれか長い方の期間について、イーター機構の活動計画の具体的な目標及び日程を示すこと。 (c) 適切な解説（イーター事業に対する危険性の評価及び危険性の回避又は緩和に関する措置についての説明を含む。）を提供すること。 4 イーターに関する資源見積りは、イーター事業計画を実施するために既に支出した資源及び将来必要とする資源並びに資源を提供するための計画について、包括的な分析を提供する。	これらの業務から生ずるすべての知的財産に関する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附属書に適合するものでなければならない。 4 この協定に基づき生み出され、又は用いられる知的財産は、情報及び知的財産に関する附属書の規定に従って取り扱う。 第十一条 イーター建設地に対する支援 1 接受締約者は、イーター建設地に対する支援に関する附属書に規定する条件に基づき、イーター機構に対し、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援であつて当該附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わって行動する機関を指定することができる。当該指定は、この条の規定に基づく接受締約者の義務に影響を及ぼすものではない。 2 イーター機構と接受締約者又はその指定する機関との間のイーター建設地に対する支援に関する協力のための詳細及び手続は、理事会の承認を条件として、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。 第十二条 特権及び免除 1 イーター機構並びにその財産及び資産は、各加盟者の領域内において、イーター機構の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。 2 イーター機構の事務局長及び職員並びに理事会及びその補助機関における加盟者の代表、その代理及び専門家は、各加盟者の領域内において、イーター機構に関連する自己の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。 3 1及び2に規定する免除については、免除を放棄する権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するもの
1 イーター機構の資源は、次のものから成る。 (a) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価値見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載されている次のものから成る財政上の貢献以外の貢献 (i) 合意された技術仕様に従った特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務 (ii) 加盟者から出向する職員 (b) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価値見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載されている加盟者によるイーター機構の予算に対する財政上の貢献（以下「資金による貢献」という。）	1 事業資源管理規則は、イーター機構の健全な財務管理を確保することを目的とする。当該規則には、特に、次の事項に関連する主要な規則を含む。 第九条 事業資源管理規則 (a) 会計年度 (b) イーター機構が会計、予算及び資源見積りの目的のために用いる計算単位及び通貨 (c) イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの提出及び構成 (d) 年次予算の作成、採択及び実施並びに内部における財務管理のための手続 (e) 加盟者の貢献 (f) 契約の締結 (g) 貢献の管理 (h) 廃止に関する基金の管理 2 事務局長は、イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの改定案を毎年作成し、及び理事会に提出する。	1 イーター機構及び加盟者は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書に従って、この協定の実施により生み出される情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適当な普及を支援する。この条の規定及び情報及び知的財産に関する附属書については、すべての加盟者及びイーター機構に対して平等に、かつ、差別的でない態様により実施する。 2 イーター機構は、その活動を実施するに当たり、科学的な成果について適当な保護を受けることができる。妥当な期間の後、すべての科学的な成果を公表し、又は他の方法によって幅広く利用可能なものとすることを確保する。これらの成果に基づく著作物に関するすべての著作権は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書の特別の規定に別段の定めがある場合を除くほか、イーター機構が所有する。 3 イーター機構及び加盟者は、この協定に従って行う業務について契約を締結する場合には、	3 イーター事業計画は、イーター機構のすべての任務を遂行するための計画を明示するものとし、この協定の有効期間を対象とする。イーター事業計画は、次の事項を定める。 (a) イーター機構の目的を達成するために全般的な計画の概要（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）を示し、及び全般的な計画に関連してイーター事業の進捗状況を要約すること。 (b) 五年の期間又は建設期間のいずれか長い方の期間について、イーター機構の活動計画の具体的な目標及び日程を示すこと。 (c) 適切な解説（イーター事業に対する危険性の評価及び危険性の回避又は緩和に関する措置についての説明を含む。）を提供すること。 4 イーターに関する資源見積りは、イーター事業計画を実施するために既に支出した資源及び将来必要とする資源並びに資源を提供するための計画について、包括的な分析を提供する。 第十条 情報及び知的財産 1 イーター機構及び加盟者は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書に従って、この協定の実施により生み出される情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適当な普及を支援する。この条の規定及び情報及び知的財産に関する附属書については、すべての加盟者及びイーター機構に対して平等に、かつ、差別的でない態様により実施する。 2 イーター機構は、その活動を実施するに当たり、科学的な成果について適当な保護を受けることができる。妥当な期間の後、すべての科学的な成果を公表し、又は他の方法によって幅広く利用可能なものとすることを確保する。これらの成果に基づく著作物に関するすべての著作権は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書の特別の規定に別段の定めがある場合を除くほか、イーター機構が所有する。 3 イーター機構及び加盟者は、この協定に従って行う業務について契約を締結する場合には、

ではないと認める場合並びにイーター機構、事務局長及び職員については理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。

4 この協定に従って与えられる特権及び免除は、イーター機構、事務局長又は職員が第十四条に規定する法令を遵守する義務を減ずるものではなく、又は当該義務に影響を及ぼすものではない。

5 各締約者は、1及び2の規定を実施するための措置をとった後、寄託者に書面にて通報する。

6 寄託者は、5の規定に従ってすべての締約者から通報を受領したときは、締約者に通報する。

7 本部協定については、イーター機構と接受国との間で締結する。

第十三条 現地事務所

イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。

第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護

イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保護、許可制度、核物質、環境保護並びに害のある行為からの保護に係る接受国の関係国内法令を遵守する。

第十五条 責任

1 イーター機構の契約上の責任は、関連する契約中の規定によって規律されるものとし、当該規定は、当該契約に適用される法律に従って解釈する。

2 イーター機構は、契約上の責任以外の責任については、理事会が承認する賠償に関する措置の詳細に従い及び関連する法律に基づき自己が法的責任を負う範囲内で、自己が与えたいかなる

る損害に対しても適切に賠償し、又は他の救済措置をとる。この2の規定は、イーター機構による免除の放棄と解してはならない。

3 イーター機構が1及び2に規定する責任に係る賠償のために行う支払並びにこれに関連して生ずる費用及び支出は、事業資源管理規則に定義する「事業費」として取り扱う。

4 2に規定する損害に対する賠償の費用が、事業のための年次予算及び保険によってイーター機構が利用可能な資金を超える場合には、加盟者は、第六条8の規定に従い理事会の全会一致の決定に基づいて全体的な予算の増額を求めることによってイーター機構が2の規定に従って賠償することができるよう、理事会を通じて協議する。

5 加盟者は、イーター機構に加盟していることによつて、イーター機構の作為、不作為又は義務について責任を負うものではない。

6 この協定のいかなる規定も、加盟者が他の国又は加盟者の領域内において享受する免除を害するものではなく、また、そのような免除を放棄するものと解してはならない。

第十六条 廃止

1 イーター機構は、イーターの運転期間中にイーター施設の廃止に備えるための基金(以下「基金」という。)を設立する。基金の設立、基金に必要な資金の見積り及びその改定、当該見積りの算定基準の変更並びに接受国への基金の移転のための条件は、第九条に規定する事業資源管理規則で定める。

2 イーター機構は、イーターの実験的な運転における最終段階の後五年以内又は接受国と合意する場合にはそれより短い期間内に、イーター施設をイーター機構と接受国との間で合意し、及び必要に応じて改定する状態にする。その後、イーター機構は、イーター施設の廃止のために基金及びイーター施設を接受国に引き渡す。

3 イーター機構は、接受国がイーター施設ととも

に基金を受領した後、イーター機構と接受国との間に別段の合意がある場合を除くほか、イーター施設に対するいかなる責任も負わない。

4 廃止に関連するイーター機構及び接受国のそれぞれの権利及び義務並びにそれらの相互関係の様態は、第十二条に規定する本部協定で定める。イーター機構及び接受国は、本部協定において、特に、次の事項に合意する。

(a) 接受国は、イーター施設の引渡しの後、第二十条の規定に引き続き拘束されること。

(b) 接受国は、基金に拠出するすべての加盟者に対し、廃止の進捗状況並びに廃止のために使用し、又は生み出された方法及び技術に関して定期的に報告すること。

第十七条 会計検査

1 この条の規定及び事業資源管理規則に従ってイーター機構の年次会計の検査を行うため、会計検査委員会(以下「委員会」という。)を設立する。

2 各加盟者は、委員会において一人の委員によつて代表される。理事会は、加盟者の推薦に基づき、三年の任期で委員会の委員を任命する。委員会の委員の任期は、一回に限り三年の期間更新することができる。理事会は、委員のうちから、二年の任期で、委員会の委員長を任命する。

3 委員会の委員は、独立していなければならない。いかなる加盟者からも又はその他のいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。委員会の委員は、理事会に対してのみ報告する。

4 会計検査は、次の事項を目的とする。
(a) すべての収入及び支出が合法的な、かつ、通常の方法で受領され、及び負担され、並びに報告されたか否かについて決定すること。
(b) 財務管理が健全であったか否かについて決定すること。
(c) 年次会計の信頼性並びに年次会計の基礎と

なる取引の合法性及び適正を確認する文書を提出すること。
(d) 支出が予算に適合しているか否かについて決定すること。

(e) イーター機構に対して財政上の影響を及ぼす可能性のあるすべての事項について検討すること。

5 会計検査は、会計に関する国際的に認められた原則及び基準に基づき行う。

第十八条 運営上の評価

1 理事会は、二年に一回、イーター機構の活動に関する運営上の評価を行う運営評価人を任命し、及び評価の対象事項を決定する。

2 事務局長は、1に規定する場合以外においても、理事会と協議の後、イーター機構の活動に関する運営上の評価を要請することができる。

3 運営評価人は、独立していなければならない。いかなる加盟者からも又はいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。運営評価人は、理事会に対してのみ報告する。

4 評価は、特に、職員の規模の観点からの運営の効果及び効率性に関し、イーター機構の運営が健全であったか否かについて決定することを目的とする。

5 評価は、イーター機構の記録に基づき行う。運営評価人は、評価を行うために自らが適当と認める人員との十分な接触並びに帳簿及び記録の十分な利用を認められる。

6 イーター機構は、機微な情報又は業務上の秘密の情報の取扱いに関するイーター機構による要請(特に、知的財産、平和的利用及び不拡散に関する政策に係るもの)を運営評価人が遵守することを確保する。

第十九条 国際協力

イーター機構は、この協定に適合し、及び理事会の全会一致の決定に基づくことを条件として、イーター機構の目的を促進するため、他の国際機関、非締約者及び非締約者の機関と協力し、並びにそのための協定又は取決めに締結することがで

きる。理事会は、そのような協力のための詳細な措置を個別に決定する。

第二十条 平和的利用及び不拡散

1 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて生み出し、又は受領するいかなる物質、装置又は技術も、平和的目的のためにのみ使用する。この1の規定は、加盟者がこの協定と関係なく取得し、又は開発する物質、装置又は技術を加盟者自身の目的のために使用する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて受領し、又は生み出す物質、装置又は技術を核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならない。

3 イーター機構及び加盟者は、効率的な、かつ、透明性のある方法によってこの条の規定を実施するために適当な措置をとる。このため、理事会は、適当な国際的な枠組みと連携し、並びに平和的利用及び不拡散を支援する政策を定める。

4 締約者は、イーター事業の成功及び不拡散に関する政策を支援するため、この条の規定の実施に関連するすべての事項について協議することに合意する。

5 この協定のいかなる規定も、加盟者に自国の輸出管理又は関連法令に反して物質、装置又は技術を移転することを求めるものではない。

6 この協定のいかなる規定も、核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する他の国際協定から生ずる締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十一条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従って、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

第二十二 効力発生

1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従って、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。

2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

第二十三 加入

1 この協定の効力発生の後、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。

2 この協定への加入を希望するいずれの国又は国際機関も、事務局長に通報するものとし、事務局長は、この要請が決定のために理事会に提案される少なくとも六箇月前にこの要請を加盟者に通報する。

3 理事会は、いずれの国又は国際機関についても、その加入の条件を決定する。

4 国又は国際機関によるこの協定への加入は、寄託者が加入書及び第十二条5に規定する通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

第二十四 有効期間及び終了

1 この協定の当初の有効期間は、三十五年とする。この期間の最後の五年又は接受国と合意する場合にこれより短い期間については、イーター施設の除染に充てる。

2 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも八年前までに、イーター事業の進捗状況を考慮して、この協定の有効期間を延長すべきであるか否かについて助言を得るため、事務局長を委員長とする特別委員会を設置する。特別委員会は、イーター施設の技術的かつ科学的な状態、この協定の有効期間を延長すべき理由及びこの協定の有効期間の延長を勧告する前に財政上の側面(必要とされる予算並びに除染及び廃止に係る費用に及ぼす影響)を評価する。特別委員会は、その設置の後一年以内に理事会に対して報告書を提出する。

3 理事会は、2に規定する報告書に基づき、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の有効期間を延長するか否かについて全会一致で決定する。

4 理事会は、この協定の有効期間を合計で十年を超えて延長することはできない。また、理事会は、この協定の有効期間の延長がイーター機構の活動の性格又は加盟者の財政上の貢献の枠組みを変更する場合に、この協定の有効期間を延長することはできない。

5 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の終了を確認し、並びに除染の段階及びイーター機構の解散に係る措置について決定する。

6 この協定は、除染に必要な時間及び廃止に必要な資金が確保される場合には、すべての締約者の合意により終了することができる。

第二十五 紛争解決

1 この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

2 関係当事者が協議によって紛争を解決することができない場合には、いずれの当事者も、理事会の議長(議長が紛争当事者である加盟者から選出されている場合には、紛争当事者でない加盟者を代表する理事会の構成員)に対し、当該紛争を解決するよう努めるための会合において仲介人として行動することを要請することができる。そのような会合は、当事者による仲介

の要請の後三十日以内に招集し、及び当該要請の後六十日以内に終了する。仲介人は、紛争当事者以外の加盟者と協議の上、紛争解決のための勧告を付した仲介に関する報告書を作成し、及び当該報告書を会合の終了後直ちに提出する。

3 関係当事者は、協議又は仲介によって紛争を解決することができない場合には、合意する手続に従って、合意された紛争解決の方法に当該紛争を付することに合意することができる。

第二十六 脱退

1 この協定が効力を生じた日から十年を経過した後は、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。

2 脱退は、脱退する締約者のイーター施設の建設への貢献に影響を及ぼすものではない。締約者がイーターの運転期間中に脱退する場合には、当該締約者は、合意されるイーター施設の廃止に係る費用についても分担する。

3 脱退は、締約者が脱退する前にこの協定の実施によって生じていた当該締約者のいかなる継続的な権利、義務及び法的状態にも影響を及ぼすものではない。

4 脱退は、1に規定する通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

5 イーター機構は、脱退する締約者と協議の上、脱退の詳細を書面により作成する。

第二十七 附属書

情報及び知的財産に関する附属書及びイーター建設地に対する支援に関する附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十八 改正

1 いかなる締約者も、この協定の改正を提案することができる。

2 理事会は、全会一致によって締約者に勧告するため、改正案を検討する。

3 改正は、それぞれの締約者の手続に従って、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

らない。改正は、すべての締約者による批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

第二十九条 寄託者

1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第二百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

- (a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日
- (b) 第十二条五の規定に従って受領した通報の寄託の日
- (c) この協定の効力発生の日及び前条に規定する改正の日
- (d) 締約者のこの協定からの脱退の意図の通告
- (e) この協定の終了

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

欧州原子力共同体のために

ヤネス・ポトチュニク

中華人民共和国政府のために

徐冠華

インド共和国政府のために

アニル・カコドカル

日本国政府のために

岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために

トラヴィン、ウラジミール・ヴァレンチノヴィッチ
アメリカ合衆国政府のために
レイモンド・L・オーバック

情報及び知的財産に関する附属書

第一条 適用対象及び定義

1.1 この附属書は、この協定の実施に当たり、情報及び保護の対象となる事項に関する知的財産を普及し、交換し、利用し、及び保護することについて適用する。この附属書で使用する用語は、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の用語と同一の意味を有する。

1.2 「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、公表されている資料、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であつて、1.3に定義する知的財産という用語の対象でないものをいう。

1.3 「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。この附属書の適用上、知的財産には、秘密の情報（技術的知識、営業上の秘密等）を含めることができる。ただし、秘密の情報は、公表されておらず、書面その他の記録された形態であり、かつ、次のすべての条件を満たすものに限る。

- (a) その所有者によって秘密のものとして保持されてきたもの
- (b) 一般に知られていないもの若しくは公衆が他の情報源から入手可能でないもの又は公衆が印刷された出版物その他の判読が可能な文書によって一般に入手可能でないもの
- (c) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかったもの
- (d) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの

1.4 「背景の知的財産」とは、この協定が効力を生ずる前に取得され、開発され、若しくは創造された知的財産又はこの協定の範囲外において取得され、開発され、若しくは創造される知的財産をいう。

1.5 「生み出された知的財産」とは、この協定の実施の過程において国内機関若しくは団体を通じて行動する加盟者、イーター機構又は両者がこの協定に従って生み出し、又は完全な所有権を取得する知的財産をいう。

2.3 この附属書は、加盟者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。加盟者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、加盟者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

1.6 「改良」とは、既存の知的財産についての技術的な向上（派生的な業務を含む。）をいう。

1.7 「団体」とは、国内機関又はイーター機構がこの協定の目的のために物品又は役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。

第二条 一般規定

2.1 加盟者は、この附属書に従って、生み出された知的財産の可能な限り広範な普及を支援する。

2.2 各加盟者は、他の加盟者及びイーター機構がこの附属書に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。各加盟者又はイーター機構が団体と締結する契約は、この附属書の規定に適合するものでなければならない。特に、すべての加盟者及びイーター機構は、この附属書の遵守を確保するために適当と認める公的な調達の手続に従わなければならない。

イーター機構は、イーター機構及び加盟者が背景の知的財産をこの附属書に従って利用することができるよう、契約する団体の背景の知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。各加盟者は、イーター機構及び加盟者が背景の知的財産をこの附属書に従って利用することができるよう、契約する団体の背景の知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。各加盟者及びイーター機構は、イーター機構及び他の加盟者が契約の履行に当たり生み出さ

れ、又は用いられる発明その他の知的財産をこの附属書に従って利用することができることを確保する。ただし、発明者の権利を尊重することを条件とする。

2.4 加盟者がこの協定の実施の過程において知的財産を生み出し、又は知的財産の完全な所有権を取得する場合には、当該加盟者は、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時に通報し、及び当該知的財産の詳細を提供する。

第三条 情報及び科学的な出版物（著作権があるか否かを問わない。）の普及

各加盟者は、この協定の実施により直接に生ずる情報を非商業上の利用のために翻訳し、複製し、及び公に頒布する権利を有する。この規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

第四条 加盟者、国内機関又は団体が生み出し、又は用いる知的財産

4.1 生み出された知的財産

4.1.1 加盟者、国内機関又は団体がこの協定の実施の過程において保護の対象となる事項を生み出す場合には、当該加盟者、国内機関又は団体は、関係法令に従って、いかなる国においても知的財産についてのすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

4.1.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償

の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構及び他の加盟者が再実施を許諾する権利(他の加盟者については、それぞれの領域内に限る。)を伴う。

4.1.3 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の非排他的な実施権を他の加盟者に利用可能にする。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該生み出された知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合のみ取り消すことができる。

4.1.4 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定に基づいて知的財産を生み出す場合には、生み出された知的財産の核融合以外の分野における利用を可能にするため、他の加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決を締結することが奨励される。

4.1.5 生み出された知的財産又は背景知的知的財産の実施権又は再実施を許諾する権利をこの附属書に従って許諾する加盟者、国内機関又は団体は、そのような実施権又は再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、及びイーター機構を通ずること等により、これを他の加盟者の利用に供する。

4.2 背景知的知的財産は、引き続き当該知的財産を所有する当事者の財産とする。

4.2.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景知的知的財産(技術的知識、営業上の秘密等の秘密の情報を除く。)を用いる場合において、当該背景知的知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景知的知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに他の加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

4.2.3 (a) 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景知的秘密の情報を提供する場合において、当該背景知的秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、イーター機構が当該背景知的秘密の情報をイーター施設の建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。)の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権を有することを確保する。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

4.2.4 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景知的秘密の情報を提供する場合において、当該背景知的秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、他の加盟者による公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、当該他の加盟者に対し、金銭上の補償を伴う私契約によって、当該背景知的秘密の情報の商業上の利用権を付与し、又は当該背景知的秘密の情報を付与した同一の物品を提供するために最善の努力を払う。当該利用権の付与又は物品の提供に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景知的秘密の情報の利用権を付与し、又は当該背景知的秘密の情報を付与した同一の物品を提供するときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権の付与又は物品の提供については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合のみ取り消すことができる。

物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要とされること。

(b) 秘密の情報がイーター機構の利用に供される場合には、秘密の情報は、その旨が明確に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決に従って伝達される。秘密の情報の受領者は、(a)に規定する目的のためにのみこれを利用するものとし、当該取決めに規定する範囲内でその秘密を保護する。イーター機構は、自己による背景知的秘密の情報の濫用から生ずる損害に対して賠償を支払う。

4.2.5 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において背景知的秘密の情報を背景知的知的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、他の加盟者が背景知的知的財産を用いた部品を妥当な条件で利用することができることを確保し、又は平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を他の加盟者に許諾するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景知的知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合のみ取り消すことができる。

4.2.6 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景知的知的財産を用いる場合において、当該背景知的知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、4.2.5に規定する目的以外の商業上の目的のため、当該背景知的知的財産を他の加盟者の利用に供することが奨励される。当該背景知的知的知的財産の所有者が当該他の加盟者に当該背景知的知的知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景知的知的知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

4.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾

加盟者が非加盟者の第三者に許諾する生み出された知的財産の実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

第五条 イーター機構が生み出し、又は用いる知的財産

5.1 生み出された知的財産

5.1.1 この協定の実施の過程においてイーター機構が知的財産を生み出す場合には、イーター機構が当該知的財産を所有する。イーター機構は、知的財産の記録、報告及び保護のための適当な手続を作成する。

5.1.2 イーター機構は、核融合の研究開発の目的のため、平等、無差別、取消不能、非排他性及び無償の原則に基づいて当該知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者が自己の領域内において再実施を許諾する権利を伴う。

5.1.3 イーター機構は、この協定の実施の過程において生み出された知的財産を開発し、又は取得する場合には、商業上の利用のため、平等、無差別及び非排他性の原則に基づき、当該生み出された知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が生み出された知的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でない

ものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

5.2 背景的な知的財産

5.2.1 イーター機構は、次のいずれかの要件を満たす背景的な知的財産を用いる場合において、当該背景的な知的財産に関連する権利を有するときは、核融合の研究開発の目的のため、平等及び無差別の原則に基づき、取消不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権により当該背景的な知的財産の再実施を加盟者に許諾するために必要な措置をとる。当該措置は、当該加盟者が自己の領域内において更に再実施を許諾する権利を伴う。イーター機構は、当該背景的な知的財産に関連する権利を取得するために最善の努力を払う。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

改良及び派生的な業務を実施するために必要とされること。

イーター施設を修理し、及び保守するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

5.2.2 イーター機構は、この協定の実施の過程において背景的な秘密の情報を含む背景的な知的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が当該背景的な知

的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

5.2.3 イーター機構は、加盟者が5.2に規定する目的以外の目的のために背景的な秘密の情報を含む背景的な知的財産を利用することができるよう最善の努力を払う。イーター機構が当該加盟者に当該背景的な知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景的な知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。

5.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾

イーター機構が非加盟者の第三者に許諾する実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

第六条 イーター機構の職員その他の研究者が生み出す知的財産

6.1 イーター機構が直接に雇用する職員及びイーター機構に向かう職員が生み出す知的財産については、イーター機構が所有し、及びこの条の規定に適合する雇用契約又は規則で取り扱う。

6.2 特定の活動に従事するためにイーター機構との取決めに従ってイーター機構の活動に参加する客員の研究者であつて、イーター機構の利用のための一般的な計画に直接に関与しているものが生み出す知的財産については、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、イーター機構が所有する。

6.3 イーター機構の利用のための一般的な計画に関与していない客員の研究者が生み出す知的財産は、当該客員の研究者とイーター機構との間の取決めであつて、理事会が定める条件に基づくものに従う。

第七条 知的財産の保護

7.1 加盟者は、自己が開発し、又は取得する生み出された知的財産の保護を受け、又は求める場合には、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時にその旨を通報し、及び当該保護の詳細を提供する。加盟者は、いかなる国又は地域においても生み出された知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合に、イーター機構に対して適時に当該決定を通報するものとし、イーター機構は、直接に又は加盟者を通じて当該保護を受けることを求めることができる。

7.2 理事会は、イーター機構が開発し、又は取得する生み出された知的財産の報告、保護及び記録のための適当な手続(例えば、加盟者が利用することができるデータベースの作成によるもの)をできる限り速やかに採択する。

7.3 加盟者又はイーター機構は、知的財産を共同で創造する場合には、選択するいずれの国においても、共有に係る知的財産権を取得すること

7.4 二以上の加盟者又はイーター機構とともに一若しくは二以上の加盟者が知的財産を創造する場合において、関連する知的財産権による保護を申請し、受け、又は維持するために当該知的財産の特徴が分離できないときは、当該知的財産は、共有に係る知的財産権の対象とする。この場合には、当該知的財産を共同で創造した者は、共有に係る知的財産権に関する取決めに

8.1 受給締約者は、イーター施設が接受国に移転された後の廃止の段階において、イーター施設の廃止の過程で生み出され、又は利用されるすべての関連情報を他の加盟者に提供する。当該情報は、公表されているか否かを問わない。

8.2 廃止の段階において接受国が生み出す知的財産は、この附属書によって影響を受けない。

第九条 終了及び脱退

9.1 理事会は、知的財産に関連し、かつ、この協

定が十分に取扱いがない場合に限り、この協定の終了又は締約者の脱退に関連するいかなる事項についても、必要に応じて取り扱う。

9.2 この附属書に基づいて加盟者及びイーター機構に与えられる知的財産権(特に、すべての許諾される実施権)及び課せられる義務は、この協定の終了の後又は締約者の脱退の後も存続する。

第十条 使用料

イーター機構が知的財産の実施権を許諾することによって受領する使用料は、イーター機構の資源とする。

第十一条 紛争解決

この附属書から又はこれに関連して生ずるいかなる紛争も、この協定第二十五条の規定に従って解決する。

第十二条 発明者に対する報償

理事会は、職員が知的財産を生み出す場合には、当該職員への報償に関する適当な条件を決定する。

第十三条 責任

イーター機構及び加盟者は、実施権に関する取決めの交渉を行う場合には、必要に応じて、当該取決めの実施から生ずるそれぞれの責任、権利及び義務を規律する適切な規定を当該取決めに含める。

イーター建設地に対する支援に関する附属書

第一条 イーター建設地に対する支援に関する協定

1 接受締約者は、イーター機構に対し、イーター建設地に対する支援のための土地、施設、建物、物品及び役務であつてこの附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれらが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。

2 1に規定する支援の詳細及びイーター機構と接受締約者又はその指定する機関(以下「接受者」という。)との間の協力のための手続は、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。

第二条 有効期間

接受者は、イーター機構の設立の日からこの協定の有効期間の満了の日又は終了の日までの間、イーター機構に対しイーター建設地に対する支援を提供する。

第三条 連絡委員会

イーター機構及び接受者は、この附属書の対象となる支援の効果的な提供であつてイーター建設地に対する支援に関する協定に規定する条件に基づくものを確保するために連絡委員会を設置する。

第四条 土地、建物、施設及び通行

接受者は、国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力に関する欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づいて設置された理事会が二千年に採択したイーター建設地の要件及びイーター建設地の設計に関する前提条件に定める条件に従つて、イーター建設地その他次に掲げる特定の施設及び役務を自己の負担で提供する。

(a) イーターの建物の建設、使用及び拡張並びに補助的な役務の提供を可能にし、かつ、イーター機構が無償で利用することのできる土地であつて国際熱核融合実験炉のための工学設計活動の最終報告書に定めるもの

(b) イーター建設地の境界まで提供される主要な役務(水道、電気、下水、排水及び警報システム)

(c) イーター事業のために搬入される最大寸法及び最大重量の装置並びに職員及び訪問者のイーター建設地の境界までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道路、小道及び橋(必要な場合には、これらの改修を含む。)

(d) 締約者が貢献する部品のマルセイユのオートノム港から又は空輸の場合にはマリニャーヌ空港からイーター建設地までの輸送に関する役務

(e) イーター機構の最終的な建物及び施設が使用可能となるまでの間のイーター建設地又はその近傍におけるイーター機構が必要とする一時的な建物及び施設

(f) 電力供給設備(五百メガワットまでの断続的な負荷を伴う電力の供給及び送電網との接続に係る保守による供給の中断のない百二十メガワットの連続的な電力の供給を受けることが可能な電力供給設備のイーター建設地の境界までの設置及び維持)

(g) 平均四百五十メガワットの熱エネルギーの環境への放出のための冷却水の供給

(h) 大容量のコンピュータ網及び電気通信回線への接続

第五条 役務

接受者は、前条に掲げる事項のほか、イーター建設地に対する支援に関する協定に従つて、イーター機構が必要とする技術上及び管理上の役務並びに一般的な役務を自己の負担で又は検証された費用により提供する。これらの役務には、少なくとも次の事項を含む。

(a) 支援職員(この協定第八条の規定に基づいて接受者からイーター機構に出向する職員を除く。)の提供を通ずる役務

(b) 医療サービス施設に係る役務

(c) 緊急時における役務

(d) 警備及び警報システム並びにその施設に係る役務

(e) 食堂に係る役務

(f) 許可取得手続に関する支援

(g) 安全管理に関する支援

(k) 勤務地までの及び勤務地からのバスによる輸送の役務

(l) 娯楽、社交及び福祉施設に係る役務

(m) 公益事業によつて使用に供される役務

(n) 図書館及びマルチメディアに係る役務

(o) 環境の監視(放射線の監視を含む。)に係る役務

(p) イーター建設地におけるごみ処理、清掃及び造園に係る役務

第六条 教育

接受者は、自己の負担で、職員の子弟の教育のための国際学校を設立し、接受締約者以外の締約者の教育当局との協議により作成する国際的かつ中核的な教育課程に基づいた大学前の教育を提供し、及び接受締約者以外の締約者に特有な、かつ、支援された追加的な教育課程の科目の実施を促進する。接受締約者以外の締約者は、学校の発展及びそれぞれの教育当局によるこれらの教育課程の認定を支援するために最善の努力を払う。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際熱核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際熱核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際熱核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定

欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府及びロシア連邦政府(以下「締約者」という。)は、イーター事業の共同による実施のためのイ

ター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定(以下「イーター協定」という。第十二条が、その締約者に対して特権及び免除を実施するための措置をとることを要請している)ので、

この協定の目的が、イーター協定第十二条の規定に従って、この協定の締約者のために特権及び免除の内容及び範囲を定めることであるので、締約者が、二千六年五月二十四日にブリュッセルで開催されたイーター閣僚会議においてこの協定を締結する意思を確認したので、次のとおり協定した。

第一条

1 イーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)は、イーター協定第五条の規定に従って、国際法上の法人格(国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。

2 イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

- (a) 契約を締結すること。
- (b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
- (c) 許可を取得すること。
- (d) 訴えを提起すること。

第二条

イーター機構の建物及び構内は、不可侵とする。

第三条

イーター機構の公文書及び書類は、不可侵とする。

第四条

1 イーター機構は、裁判権からの免除及び強制執行の免除を享受する。ただし、次のものについては、この限りでない。

- (a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例
- (b) イーター機構が所有し、若しくはイーター機構のために運行される自動車により引き起

こされる事故から生ずる損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪

(c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行

(d) イーター機構の職員の債務のために執行されるイーター機構の職員の給料の差押え。ただし、当該差押えが、それが執行される国の領域内において有効な規則に従った最終的かつ執行可能な法的な決定から生ずる場合に限る。

2

イーター機構の財産及び資産は、いずれの場合にあるかを問わず、あらゆる形式の徴収、没収、収用及び差押えを免除される。ただし、次のものについては、この限りでない。

(a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例

(b) 1(b)に規定する民事訴訟

(c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行

3

イーター機構は、あらゆる形式の行政上の強制及び暫定的な司法上の強制を免除される。ただし、イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例及び次のものに關連し、又は次のものに關して必要とされる強制については、この限りでない。

(a) イーター機構が所有し、又はイーター機構のために運行される自動車に係る事故の防止及び調査

(b) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行

第五条

1 イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動の範囲内において直接税を免除される。

2 締約者は、イーター機構の公的な活動の遂行のために真に必要な物品又は役務がイーター機構によって又はイーター機構のために購入され、又は使用される場合において、当該物品又は

は役務の価格の一部として税が含まれるときは、可能な限り、当該税を免除し、又は還付するために適当な措置をとる。

第六条

1 イーター機構の公的な活動のためにイーター機構によって又はイーター機構のために輸入され、又は輸出される物品については、すべての関税その他の税を免除される。イーター機構がイーター機構の公的な活動のために輸入し、又は輸出する物品については、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定する法令及び政策に適合する禁止又は制限である場合を除くほか、輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 前条に規定する免除によって利益を受けた物品又は1の規定に基づいて輸入された物品は、免除を認めた締約者が定める条件に従う場合を除くほか、売却し、又は譲渡してはならない。

第七条

1 前二条の規定の適用上、イーター機構の公的な活動は、その運営上の活動(イーター機構が設けるいかなる社会保障制度に關連する業務も含む。)及びイーター協定に定めるイーター機構の目的を達成するために実施される活動を含む。

2 前二条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

第八条

イーター機構の職員の一身上の便宜のために購入され、若しくは輸入される物品又はこのために提供される役務については、第五条及び第六条の規定に基づく免除は、与えられない。

第九条

イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物その他の資料の配布については、いかなる方法によっても制限してはならない。ただし、このことは、イーター協定の第十四条及び第二十条に規定する法令及び政策の適用を妨げるものではない。

第十条

1 イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができる。イーター機構は、イーター協定に規定するあらゆる目的のためにそれらを自由に処分し、及びイーター機構の義務を履行するために必要な範囲内でいかなる通貨の勘定も保持することができる。

2 イーター機構は、1に規定する権利を行使するに当たって、いずれの加盟者が行ういかなる申入れに対しても、イーター機構の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考える限り、妥当な考慮を払う。

第十一条

1 イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に關し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受する。

2 イーター機構の公用通信は、通信手段のいかんを問わず、検閲してはならない。

第十二条

締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

第十三条

1 締約者の代表は、代表としての任務の遂行中及びイーター機構が招集する会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享受する。

(a) 逮捕及び抑留並びに手荷物の押収の免除

(b) 締約者の代表が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられる。ただし、締約者の代表が犯す自動車に係る交通犯罪又は締約者の代表が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(d) 特別の伝書使又は封印袋によって文書又は

信書を接受する権利

(e) 自己及び配偶者に関し、出入国を制限する措置及び外国人登録手続の免除

(f) 通貨及び為替の制限に係る事項に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の代表に与えられる便宜と同一の便宜

(g) 手荷物に関し、外交官に与えられる通関の便宜と同一の通関の便宜

2 特権及び免除は、締約者の代表の一身上の便宜のために与えられるものではなく、イーター機構に関連する任務の遂行における完全な独立を確保するために締約者の代表に与えられる。

各締約者は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、イーター協定第十二条の規定に従って、その代表の免除を放棄する。

第十四条

イーター機構の職員は、次の特権及び免除を享受する。

(a) イーター機構の職員が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該職員がイーター機構の職員でなくなった後も与えられる。)

ただし、イーター機構の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又はイーター機構の職員が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(b) 兵役に関するすべての義務の免除

(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(d) 出入国を制限する措置及び外国人登録を規律する措置の免除に関し、国際機関の職員に通常与えられる便宜と同一の便宜(この便宜は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対しても与えられる。)

(e) 為替規制に関し、国際機関の職員に与えられる特権と同一の特権

れる特権と同一の特権

(f) 国際的な危機の場合に外交官に与えられる帰国の便宜と同一の帰国の便宜(この便宜は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対しても与えられる。)

(g) 関係国に最初に赴任する際に家具及び身回品を無税で輸入する権利並びに当該国における任務の終了の際に当該家具及び身回品を無税で輸出する権利。ただし、いずれの場合においても、自国の領域内において当該権利が行使される国が必要と認める条件に従う。

第十五条

前条に規定する特権及び免除のほか、イーター機構の事務局長及び事務局長の職が空席の場合には事務局局長に代わつて行動するように命じられた者は、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受する。

第十六条

専門家は、イーター機構に関連する任務又はイーター機構のための任務を遂行するに当たつて、任務の遂行上及び任務の期間中行われる旅行の間を含めて、その任務を遂行するために必要な範囲内で、次の特権及び免除を享受する。

(a) 専門家が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該専門家がイーター機構のための任務の遂行を終了した後も与えられる。)

ただし、専門家が犯す自動車に係る交通犯罪又は専門家が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(b) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(c) 通貨及び為替の規制並びに手荷物に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる便宜と同一の便宜

第十七条

1 イーター機構が支払う給料及び手当は、所得税を免除される。ただし、これらの給料及び手当がイーター機構の利益のために課される賦課金の対象である場合に限り、締約者は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を算定するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を留保する。

当がイーター機構の利益のために課される賦課金の対象である場合に限り、締約者は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を算定するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権利を留保する。

2 1の規定は、イーター機構が事務局長及び職員であつた者に支払う保険年金及び退職年金については、適用しない。

第十八条

第十四条及び前条の規定は、イーター機構の職員規則が適用されるすべての種類の職員について適用する。イーター機構の理事会(以下「理事会」という。)は、第十六条の規定が適用される専門家の種類を決定する。この条に規定する職員及び専門家の氏名、肩書及び住所は、イーター機構の加盟者に随時通報する。

第十九条

イーター機構が独自の社会保障制度を設ける場合には、イーター機構、事務局局長及び職員は、締約者又は接受国と締結する取決めに従つて、締約者又は接受国の社会保障機関に対するすべての強制的な拠出を免除される。

第二十条

締約者は、自国民又はイーター機構の職員の地位に就く時に締約者に通常居住する者に対し、第十三条、第十四条(b)及び(d)から(g)まで、第十五条、第十六条(c)並びに前条に規定する特権及び免除を与えることを義務付けられない。

第二十一条

1 この協定に定める特権及び免除は、イーター機構の事務局長、職員及び専門家の一身上の便宜のために与えられるものではなく、イーター機構の任務が阻害されないこと並びに特権及び免除を与えられる者が完全に独立していることをあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 理事会は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、イーター協定第十二条の規定に従つて、いかなる関連する免除も放棄する。

第二十二条

イーター機構は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令、公衆の衛生及び安全、許可制度、環境保護、労働監督に関する法令その他これらに類する国内法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除のいかなる濫用も防止するため、締約者及びイーター協定第一条2に規定する接受国の権限のある当局と常に協力する。この条に規定する協力のための手続は、本部協定及び現地事務所に関する協定又は補足的な協定で定めることができる。

第二十三条

1 イーター機構は、書面による契約(職員規則に従つて締結する契約を除く。)を締結する場合に、仲裁について規定することができる。仲裁条項又は仲裁のために締結する特別な取決めは、適用可能な法令及び仲裁人が仲裁を行う国を特定する。

2 仲裁裁定の執行については、自国の領域内において裁定が執行される国で有効な規則によつて規律する。

第二十四条

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

第二十五条

1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。

2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国及びロシア連邦によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

第二十六条

1 関係する国又は国際機関は、理事会がイーター協定第二十三条1の規定に従って決定を採択した後、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。

2 加入は、加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずる。

第二十七条

この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。この協定の有効期間の満了は、第十三条1(b)、第十四条(a)及び第十六条(a)に規定する免除に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

第二十九条

1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

- (a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日
- (b) この協定の効力発生の日

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け

てこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

欧州原子力共同体のために

ヤネス・ポトチュニツク
中華人民共和国政府のために

徐冠華

インド共和国政府のために

アニル・カコドカル

日本国政府のために

岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために

トラヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノ
ヴィツチ

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施

に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

日本国政府及び欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)の両者(以下「両締約者」と総称する。)

制御核融合分野における協力に関する日本国

政府と欧州原子力共同体との間の協定を考慮し、「二千五年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表による共同宣言」及び共同宣言に添付され、かつ、より広範な取組を通じた活動の実施のための主要な原則を定める「共同文書 イーター事業に関する接受者及び非接受者の役割(以下「共同文書」という。)を考慮し、

「二千六年十一月二十一日のブリュッセルにおけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府及びユーラトムの代表による共同宣言(以下「ブリュッセル共同宣言」という。)を考慮し、

イーター工学設計活動及びイーター国際核融合エネルギー機構の設立を通じたイーター事業の共同による実施のための準備に対する両締約者の貢献を想起し、

イーター事業における国際原子力機関の役割及び経済協力開発機構の国際エネルギー機関の下での核融合の研究開発の分野における両締約者の協力を認識し、

イーターの建設の段階に合致する期間にイーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動を共同で実施することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章 序

第一条 目的

この協定は、共同文書に従って、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動(以下「より広範な取組を通じた活動」という。)の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みを定めることを目的とする。

第二条 より広範な取組を通じた活動の概要

1 より広範な取組を通じた活動は、次の三の事業から成る。

(a) 国際核融合材料照射施設に関する工学実証

及び工学設計活動に係る事業

(b) 国際核融合エネルギー研究センターに係る事業

(c) サテライト・トカマク計画に係る事業

2 より広範な取組を通じた活動は、共同文書に従い及びブリュッセル共同宣言を基礎として、イーターの建設の段階に合致する期間に実施する。

3 より広範な取組を通じた活動を規律する一般原則は、この協定で定めるものとし、より広範な取組を通じた活動の各事業ごとの原則は、この協定の不可分の一部を成す附属書I、附属書II及び附属書IIIで定める。

第二章 より広範な取組を通じた活動に関する運営上の組織

第三条 より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会

1 この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設立する。運営委員会は、この協定に従って、より広範な取組を通じた活動の実施に関する全般的な指導及び監督について責任を負う。

2 運営委員会は、次条1の規定に従って設置される事務局(以下「事務局」という。)の補佐を受ける。

3 運営委員会は、法人格を有するものとし、他の国及び国際機関との関係において並びに両締約者の領域内において、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有する。

4 各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命し、及び任命する委員のうち一人を自己の代表団の長に指名する。

5 運営委員会は、少なくとも二年一回、欧州及び日本国において交互に又は他の合意する時期及び場所において会合する。会合を主催する締約者の代表団の長は、会合の議長を務める。運営委員会は、議長が招集するときに会合する。

6 運営委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。

7 両締約者は、相互の合意によって運営委員会の費用を負担する。

8 運営委員会の任務は、次の事項を含む。

(a) 次条1に規定する事務局の職員の任命
(b) 第六条1に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業の事業長(以下「事業長」という。)の任命

(c) 次章に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業に関する事業計画、作業計画及び年次報告(以下それぞれ「事業計画」、「作業計画」及び「年次報告」という。)の承認

(d) 第六条2に規定する事業チーム(以下「事業チーム」という。)の構成の承認

(e) 第十二条1(a)(ii)に規定する財政上の貢献以外の貢献の一部として締約者が事業チームに提供する専門家(以下「専門家」という。)の各年ごとの任命

(f) 第二十五条の規定に基づくイーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定(以下「イーター協定」という。)の他の締約者によるより広範な取組を通じた活動の事業への参加に関する決定並びにその後の当該他の締約者との当該参加に関する協定及び取決めの締結し、及び監督するために必要なその他の任務

第四条 事務局

1 運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置く。運営委員会は、事務局の職員を任命する。

2 事務局は、運営委員会を補佐する。事務局の任務は、運営委員会が決定するものとし、次の事項を含む。

(a) 運営委員会の公用通信を発受すること。
(b) 運営委員会の会合を準備すること。
(c) 運営委員会のために運営上の報告書その他の報告書を作成すること。

(d) 運営委員会が決定するその他の活動を行うこと。

第五条 事業委員会

1 両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会(以下「事業委員会」という。)を設置する。

2 各締約者は、各事業委員会に同数の委員を任命する。

3 各事業委員会は、少なくとも年二回会合する。事業委員会による別段の合意がある場合を除くほか、事業委員会は、日本国で会合する。各事業委員会の議長は、当該事業委員会の委員のうちから運営委員会が指名する。

4 各事業委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。

5 次条に規定するそれぞれの事業長は、各事業委員会の事務局としての機能を確保する。

6 各事業委員会の任務は、次の事項を含む。
(a) 関連する事業長が次章の規定に従って運営委員会に提出するそれぞれの事業計画、作業計画及び年次報告の草案について、勧告を行うこと。

(b) より広範な取組を通じた活動の事業に関する進捗状況について監視し、及び報告すること。

(c) 運営委員会が指示するその他の任務を遂行すること。

第六条 事業長及び事業チーム

1 運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命する。事業長は、附属書1、附属書2及び附属書3に定める事業の実施の調整について責任を負う。

2 各事業長は、その責任及び任務の遂行に当たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各事業チームの構成員は、専門家及び客員の科学者その他の構成員から成る。各事業チームの構成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営委員会が承認する。

3 各事業長の任務は、次の事項を含む。

(a) 作業計画の実施に当たり、事業チームを組織し、指導し、及び監督すること。

(b) それぞれの事業委員会と協議の後、事業計画、作業計画及び年次報告を作成し、及び承認のため運営委員会に提出すること。

(c) 第十七条の規定に従って、それぞれの事業チームを支援するために費用を支出すること。を次条1の規定に従って日本国政府が指定する実施機関(以下「日本の実施機関」という。)に要請すること。

(d) 各締約者からの貢献について経理を行うこと。

(e) 事業委員会の事務局としての機能を確保すること。

(f) より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する進捗状況を事業委員会に報告すること。

第七条 実施機関

1 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務(特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること)を履行するための実施機関(以下「実施機関」という。)を指定する。この協定が効力を生じた後も実施機関が指定されていない場合には、両締約者は、問題を解決する方法について直ちに相互に協議する。

2 日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、並びに附属書1、附属書2及び附属書3に定める条件に基づいて事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場(事務所を含む)並びに物品及び役務を利用可能にする。

3 日本の実施機関は、第三条1の規定に従うことを条件として、各事業チームの事業費に係る合意された財政上の貢献及び一般経費に係る財政上の貢献の管理について責任を負う。これらの財政上の貢献は、それぞれの事業計画及び作業計画に従って、より広範な取組を通じた活動の各事業のために充てられる。日本の実施機関は、これらの財政上の貢献の管理のため、両締約者の財政上の貢献を管理する責任者を指名する。

る。当該責任者の任務は、次の事項を含む。
(a) 事業計画及び作業計画に従って、締約者又は実施機関に対して財政上の貢献を行うことを要請すること。

(b) より広範な取組を通じた活動の各事業に係る財政上の貢献に関し、別個の勘定を維持し、及び当該勘定を、財政上の貢献に関するすべての帳簿、記録その他の文書とともに、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後少なくとも五年間保持すること。

4 日本の実施機関は、より広範な取組を通じた活動の実施に必要なすべての許可及び免許であって日本国の現行の法令に規定するものを取得するために必要な措置をとる。

第三章 より広範な取組を通じた活動の実施に関する文書及び会計検査

第八条 事業計画

1 各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。

2 各事業計画については、その事業のすべての実施期間を対象とするものとし、定期的に改定する。事業計画は、次の事項を定める。

(a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画(日程及び達成すべき主要な目標を含む)の概要

(b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

第九条 作業計画

各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する翌年の年次作業計画を毎年十月三十一日までに運営委員会に提出する。作業計画は、それぞれの事業計画の詳細及び実施する活動の計画に関する説明目的、計画立案、一般経費及び各締約者が提供する貢献を含む)を提供する。

第十條 年次報告

1 各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行われたすべての活動を対象とする年次報告当該事業のために各締約者が行った貢献及び第七条3の規定に従って日本の実施機関が行った支出の要約を含む。を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。事業長は、運営委員会の承認を得た上で、年次報告及び運営委員会による意見を両締約者及び実施機関に送付する。

2 日本の実施機関は、1に規定する事業のために各締約者が行った貢献及び自己が行った支出の要約に必要な資料を各事業長に提供する。

3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動の実施のために不可欠なその他の文書は、英語で起草する。

第十一條 会計検査

各締約者は、この協定の有効期間中及びこの協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後五年間はいつでも、より広範な取組を通じた活動の目的のため、日本の実施機関が維持する別個の勘定の会計検査を、文書に基づき及び現場において、行うことができる。実施機関及び事業長は、必要かつ適当な場合には、より広範な取組を通じた活動に関して保持する帳簿、記録その他の文書を会計検査の目的のために閲覧に供する。

第四章 資源

第十二條 一般原則

1 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、次の貢献から成る。

(a) 次のものから成る財政上の貢献以外の貢献であって、技術仕様に従い並びにブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づいたもの

(i) 特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務

(ii) 運営委員会による任命の後に締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に締約者が事務局に提供する職員

(b) ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づく財政上の貢献

2 ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」は、各締約者の法令に従うことを条件として、運営委員会の決定により毎年改定することができる。

第十三條 租税

1 各締約者は、この協定の実施のために必要な物品について、自己の領域への輸入又は自己の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、並びに税関当局によって徴収されるその他の租税並びに輸入に関する禁止及び制限を免除することを確保する。この1の規定は、当該必要な物品の原産国を考慮することなく実施される。

2 前条1(a)(ii)の規定に従って財政上の貢献以外の貢献として運営委員会による任命の後に一方の締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に一方の締約者が事務局に提供する職員は、他方の締約者の領域内において給料、賃金及び報酬に対して課される租税を免除される。

第十四條 財政上の貢献以外の貢献に関する規則

1 財政上の貢献以外の貢献については、関連する事業長の同意を得て実施機関間で合意する調達に関する取決め（以下「調達取決め」という。）の対象とする。

2 調達取決めは、行われる貢献の詳細な技術的な説明（技術仕様、日程、達成すべき目標、危険性の評価並びに調達物品及びその受領に関する基準を含む）を提供し、及び関連する事業長が財政上の貢献以外の貢献に関し性能上の技術的な管理を行うことを可能にする条件を定める。

る。調達取決めは、特に、次の事項を定める。

(a) 個々の財政上の貢献以外の貢献に係る価額

(b) 実施機関及び事業長の役割及び責任

(c) 調達のための手続

(d) 調達に関し、その日程並びに達成すべき目標の達成状況の受入れ及び調達物品の受領に関する条件

(e) 調達物品の品質保証に係る措置の適用

(f) 関連する事業長、実施機関及び団体であって調達物品の供給に参与するものの間の関係並びにそれらの間の状況を把握するための手続

(g) 費用、調達の日程及び調達物品の性能に影響を及ぼし得る調達に係る変更に対処するための手続

(h) 最終的な調達物品の受領及び調達物品の所有権の移転についての可能性

3 第七条1の規定に従ってユーラトムが指定する実施機関（以下「欧州の実施機関」という。）が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本の実施機関が作業場において当該部品を受領する時に日本の実施機関に移転する。日本の実施機関は、欧州の実施機関が貢献する部品の到着港から作業場までの輸送について責任を負う。

4 調達取決めは、専門家又は事務局の職員については、派遣取決めの形式をとる。専門家又は事務局の職員に係る価額は、ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」に記載されているとおりであり、必要に応じて運営委員会が随時改定することができる。

5 各締約者は、自己が提供する専門家及び事務局の職員に支払われる給料、保険料及び手当について責任を負うものとし、別段の合意がある場合を除くほか、当該専門家及び事務局の職員の旅費及び生活費を支払う。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族のために適当な宿泊施設

を手配する。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族の自己の領域への入国を容易にするために適当な措置をとるものとし、専門家及び事務局の職員に対してそれらの者の任務の遂行に起因して法的措置がとられる場合には、法的な及び通訳の役務に関して適当な便益を提供するよう最善の努力を払うことを自己の実施機関に要請する。専門家及び事務局の職員は、他方の締約者においてその任務を遂行するに当たり、受入施設において有効な又は派遣取決めで合意される就業及び安全に関する一般的及び特別な規則を遵守する。

第十五條 配分の調整

締約者は、不測の事態により必要とされる場合には、より広範な取組を通じた活動の同一の事業の範囲内で貢献の配分を変更することを提案することができる。関連する事業長は、当該提案に基づき及び関連する事業委員会と協議の後、当該事業の総費用及び当該事業における両締約者間の貢献の全体的な均衡を維持しつつ、改定する資源の配分を運営委員会に提案する。

第十六條 財政上の貢献

すべての支払は、欧州の実施機関にあつてはユーロで、日本の実施機関にあつては日本円で行う。

第十七條 事業チームの一般経費

各事業チームの一般経費は、第七条3の規定に基づき、日本の実施機関が支出する。このため、日本の実施機関は、関連する事業長の要請に基づき及び関係する作業計画で設定された上限の範囲内で、必要な措置をとる。

第十八條 情報及び知的財産

1 この章の規定の適用上、

(a) 「情報」とは、保護を受けることができるかを問わず、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説

明をいう。

(b) 「業務上の秘密の情報」とは、技術的知識、営業上の秘密又は技術上、商業上若しくは財務上の情報を含む情報であつて、次のすべての条件を満たすものをいう。

- (i) その所有者によつて秘密のものとして保持されてきたもの
- (ii) 一般に知られていないもの又は他の情報源から入手可能でないもの
- (iii) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかったもの
- (iv) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの

2 両締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。

3 両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて事業チームに与えられる任務の遂行により事業チームの構成員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。

4 各締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により直接に生ずる科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権をすべての国において有する。この章の規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

5 事業チーム及び両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行により実施機関の人員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。

6 この協定に基づいて実施機関又は事業長に与えられる任務の遂行のため、実施機関又は事業長の発意により締結される契約には、両締約者がこの協定に基づく義務を果たすことを可能にする規定を含める。

7 各締約者は、自己の法令、第三者に対する義務及びこの章の規定に従つて、事業チーム及び実施機関がこの協定に基づいて与えられる任務を遂行するために必要な情報であつて当該締約者が利用することができるいかなるものも、事業チーム及び実施機関が自由に利用することができるよう最善の努力を払う。

8 この協定の実施に当たり業務上の秘密の情報が利用に供される場合には、業務上の秘密の情報は、その旨が適切に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従つて伝達される。業務上の秘密の情報の受領者は、この協定の実施のためにこれを利用するものとし、当該取決めに定める範囲内でその秘密を保護する。

第十九条 知的財産

1 この協定の適用上、「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。各締約者は、自己の法令に従つて、他方の締約者がこの章の規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。この章の規定は、締約者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。締約者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、締約者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2 この協定の実施に当たり事業チームの構成員が保護の対象となる事項を生み出す場合には、それぞれの事業長は、知的財産の保護を受けるべき国についての勧告を付して直ちに運営委員会に通報する。もっとも、各締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員は、当該締約者の領域内において知的財産

に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。運営委員会は、第三国において当該知的財産の保護を求めるか否か及びどのような方法で求めるかについて決定する。締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員が知的財産の保護を受けるすべての場合において、当該締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができることを確保する。

3 この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行に当たり実施機関の人員が知的財産を生み出す場合には、当該実施機関の属する締約者、当該実施機関又はその人員は、関連法令に従つて、いかなる国においても当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。当該実施機関の属する締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができること及び他方の締約者が平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発のため、取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を許諾されることを確保する。当該実施権は、当該他方の締約者が再実施を許諾する権利を伴う。

4 一方の締約者の実施機関を通じて提供される人員が他方の締約者の実施機関において作業を行う間に知的財産を生み出す場合には、当該知的財産については、関連法令に従うことを条件として、次のとおりとする。

(a) 当該他方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該他方の締約者の領域内及び第三国において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

(b) 当該一方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該一方の締約者の領域内において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

5 各締約者は、発明者又は著作者の関連法令に基づくいかなる権利も害することなく、当該発明者又は著作者（実施機関の人員を含む）からこの協定を実施するために必要な協力を求めるため、すべての必要な措置をとる。各締約者は、自己の法令に従つて、当該発明者又は著作者に対する報酬及び補償の支払を確保する。

6 2から4までの規定にかかわらず、一方の締約者がいかなる国又は地域においても知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合においては、当該一方の締約者は、他方の締約者に対してその旨を通報するものとし、当該他方の締約者は、その後、そのような知的財産の保護を受けることを求めることができる。

第二十條 満了又は終了

この章の規定に基づいて両締約者に与えられる権利及び課せられる義務は、関係法令に従つて、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後も存続する。

第六章 最終規定

第二十一条 効力発生

この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十二条 有効期間及び終了

1 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を書面により少なくとも六箇月前に通告することにより十年の期間の満了の時に又はその後いつてもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

2 この協定は、次のいずれかの場合に限り、この協定の有効期間の満了の前に終了させることができる。

- (a) 両締約者が相互に合意する場合
- (b) イーター協定が終了する場合
- (c) 両締約者のいずれか一方がイーター協定の

締約者でなくなった場合

3 この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了は、この協定に基づいて行われるいかなる取決めの有効性若しくは有効期間又は前章の規定に適合して生じたいかなる特定の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

第二十三条 改正

両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、この協定を改正するか否かについて相互に協議し、及び改正に合意することができる。そのような改正は、両締約者がその効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十四条 紛争解決

この協定の解釈又は実施に関する両締約者間のすべての問題又は紛争は、両締約者間の協議及び交渉により解決する。

第二十五条 イーター協定の他の締約者の参加

イーター協定の他の締約者がより広範な取組を通じた活動の事業への参加の意図を表明する場合には、関連する事業長は、事業委員会と協議の後、当該他の締約者の当該事業への参加に係る条件に関する提案を運営委員会に提出する。運営委員会は、事業長の提案に基づいて当該他の締約者の参加について決定し、並びに両締約者がそれぞれの内部手続の後に承認することを条件として、当該他の締約者と当該参加に関する協定及び取決を締結することができる。

第二十六条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関係する協定に従って、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するスイス連邦に適用する。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けて

この協定に署名した。

二千七年二月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

麻生太郎

欧州原子力共同体のために

ヒュー・リチャードソン

附属書Ⅰ 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従って、国際核融合材料照射施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計書並びに国際核融合材料照射施設の建設、運転、利用及び廃止に係る将来の決定に必要なすべての資料を作成し、並びに国際核融合材料照射施設を構成する各設備の継続的な、かつ、安定的な運転を実証するため、工学実証及び工学設計活動を実施する。

2 1に規定する工学設計書及び資料については、事業長が事業委員会と協議の後、事業長の提案に基づいて運営委員会が採択する最終的な設計報告書に記載するものとし、国際的な協力計画の一部として又は締約者の国内の計画において使用するために各締約者の利用に供される。

第二条 範囲

1 前条に規定する目的に従って、次の業務が実施される。

(a) 次の事項を含む国際核融合材料照射施設の工学設計書の作成

(i) 主要な三の構成設備(加速器、標的設備及び試験設備)を含む国際核融合材料照射施設、建物(照射後試験のためのホットセルを含む)、補助設備及び安全設備に関する完全な説明

(ii) 部品、構成設備及び建物の接合及び統合に特別の考慮を払ったこれらの物に関する詳細な設計

(iii) 供給、建設、組立て、試験及び試運転の各段階に関する日程の作成並びに当該日程に対応して必要とされる人的資源及び財源に関する計画

(iv) 建設の開始に必要な部品の供給に関する入札手続を可能とする部品の技術仕様

(b) 国際核融合材料照射施設の建設地に係る要件の設定並びに必要な安全上及び環境上の分析の実施

(c) 国際核融合材料照射施設の運転、利用及び廃止のための計画並びに当該計画に対応する費用の見積り、人的資源及び日程に関する提案

(d) (a)から(c)までに規定する活動を実施するために必要な次の事項を含む研究開発に関する作業の実証

(i) 加速器(高周波電源、発生器及びそれらの補助機器を含む)二機のうちの二機の低エネルギー部及び高エネルギー部の最初の一部分の原型の設計、建設及び組立て並びに統合ビーム試験運転の実施

(ii) 標的設備及び試験設備の工学的な実現可能性を確保するための縮尺模型の設計、製造及び試験

(iii) 原型加速器及びその補助設備を収納する建物の建設

2 1に規定する業務の実施については、事業計画及び作業計画で更に定める。

第三条 作業場

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に関する作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施に必要な資源であって、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル

共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施期間は、六年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条 加速器の部品の所有権

この協定第十四条3の規定にかかわらず、欧州の実施機関は、自己が財政上の貢献以外の貢献として提供する次の原型加速器の部品の所有権を有するものとし、原型加速器の解体の後これらの部品を返送する責任を負う。

(a) 入射装置

(b) 高周波電源、発生器及びそれらの補助機器制御設備

附属書Ⅱ 国際核融合エネルギー研究センター

第一条 目的

両締約者は、この協定及び自己の法令に従って、イーター事業に貢献すること及び将来の動力用原型炉の早期の実現を促進することを目的として、国際核融合エネルギー研究センターにおいて研究開発の活動を実施する。

第二条 範囲

前条に規定する目的に従って、次の業務が実施される。

(a) 動力用原型炉の設計のための共通の基礎を確立することを目的とする動力用原型炉設計研究開発調整センターの活動であって、次の事項を含むもの

(i) 研究集会その他の会合の開催

(ii) 科学上及び技術上の情報の提供及び交換

(iii) 動力用原型炉の概念設計に関する活動

(iv) 動力用原型炉に係る技術に関する研究開発の活動

(b) 計算機模擬実験センターの活動(核融合プラズマに関する実験データを解析し、イーターの運転のための手順を作成し、イーター

施設の性能を予測し、及び動力用原型炉の設計に貢献する大規模な模擬実験活動を行うためのスーパーコンピュータの提供及び利用を含む。

(c) イーターを用いる実験への科学者の広範な参加を促進するためのイーター遠隔実験センターの活動(附属書Ⅲ第一条に規定する先進超伝導トカマク等の既存の装置における試験に用いられる燃焼トカマクプラズマのための遠隔実験技術の開発を含む。)

第三条 作業場

国際核融合エネルギー研究センターの作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施期間は、十年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条 スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性

この協定第十四条3の規定にかかわらず、スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細は、事業計画に従つて運営委員会が決定する。

附属書Ⅲ サテライト・トカマク計画

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従つて、サテライト・トカマク計画を実施する。当該計画は、次の事項を含む。

(a) 日本の実施機関が所有するトカマク実験装置の先進超伝導トカマクへの改良に参加すること。

(b) イーター及び動力用原型炉に関する重要な物理学上の問題に取り組むことによりイーターの利用及び動力用原型炉に向けた研究を支援するため、先進超伝導トカマクの利用に参加すること。

2 先進超伝導トカマクの建設及び利用については、サテライト・トカマク計画及び日本国内の計画に基づいて実施する。先進超伝導トカマクの利用機会については、日本国内の計画とサテライト・トカマク計画との間で均等に配分する。

第二条 範囲

1 前条に規定する目的に従つて、次の業務が実施される。

(a) 建設の段階については、先進超伝導トカマクの設計、部品及び設備の製造並びに組立て利用の段階については、サテライト・トカマク計画における実験に係る計画立案及び実施

2 1に規定する業務の実施については、(a)から(d)までに従つて事業計画及び作業計画で更に定める。

(a) 概念設計に関する報告書(サテライト・トカマク計画の実施のために両締約者が供給する部品の機能上の仕様を含む。)は、日本の実施機関が作成し、並びに両締約者が検討し、及び受領する。

(b) 各実施機関は、財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。

(c) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。

(d) ユーラトムは、衡平の原則に基づいて先進超伝導トカマクの利用に参加する権利を有する。

第三条 作業場

サテライト・トカマク計画の作業場は、茨城県那珂市に置く。

第四条 資源

両締約者は、サテライト・トカマク計画の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

サテライト・トカマク計画の実施期間は、十年(試運転及び運転のための三年を含む。)とし、運営委員会の決定により延長することができる。

四月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

措置法案

一、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置(第四条 第六条)

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定(第七節)

第二節 再編関連振興特別地域整備計画(第八節 第九節)

第三節 事業の実施等(第十条 第十三条)

第四節 駐留軍等再編関連振興会議(第十四条 第十五条)

第四章 国際協力銀行の業務の特例(第十六条 第二十四条)

第五章 駐留軍等労働者に係る措置(第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現する

ことが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もつて駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更(当該変更が航空機(回転翼航空機を除く。))を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあつては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。)をいう。

三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。)第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設(これらの設置又は設定が予定されている地域又は

水域を含む。をいう。

(基本理念等)

第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定防衛施設の指定)

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。

二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
(再編関連特定周辺市町村の指定)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村(政令で定める範囲内のものに限る。)について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをいう。次条において同じ。)を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域(自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。)からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。

二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認められること。

2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第二節 再編関連振興特別地域整備計画

(再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更)

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画(以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。)の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。

4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。

5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

(再編関連振興特別地域整備計画の内容及等)

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項

二 基幹的な交通施設の整備に関する事項

三 産業の振興に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等(日米地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。)が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第三節 事業の実施等

(事業の実施)

第十条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。)の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合

で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てらるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

(地方債についての配慮)
第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

(財政上及び金融上の措置)
第十三条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があるとき、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四節 駐留軍等再編関連振興会議
(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)
第十四条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

第四部

外交防衛委員会会議録第八号

平成十九年四月二十六日【参議院】

一 再編関連振興特別地域に関し、第七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

三 前二条に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。

3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)
第十五条 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもつて組織する。

2 議長は、防衛大臣をもつて充てる。

3 議長は、会議の議事を整理する。

4 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 総務大臣
二 外務大臣
三 財務大臣
四 文部科学大臣
五 厚生労働大臣
六 農林水産大臣
七 経済産業大臣
八 国土交通大臣
九 環境大臣
十 内閣官房長官
十一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(国際協力銀行の業務の特例)
第十六条 国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

一 駐留軍移転促進事業、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行その他の政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。

三 前二条の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三条の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。

(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)
第十七条 国際協力銀行は、前条第一項第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 国際協力銀行は、前条第一項第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資があつた金額を超えて、これを行つてはならない。

(区分経理)
第十八条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)
第十九条 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額(第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。)と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

2 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 国際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5 国際協力銀行法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

(借入金等の限度額)
第二十条 第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五条第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額(次項において「借入金の限度額」という。)を超えることとなつてはならない。

2 第十六条第一項の規定による資金の貸付け、

貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。
(政府からの資金の貸付け)
第二十一条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第五条第二

項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。
(国際協力銀行法の適用等)
第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第三項	第四十一条第一項	同項各号の業務
第四十一条第一項及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第十八条	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編特別措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)	若しくは駐留軍再編特別措置法、これらの法律に基づく
外務省令・財務省令	外務省令・財務省令(駐留軍再編促進金融業務に係るものについては、財務省令・防衛省令)	外務大臣及び防衛大臣
第三十条第六項、第三十四条第四項、第三十八条第三項、第三十九条第三項、第四十条第五項及び第四十三条第六項	国際協力銀行債券	その業務(駐留軍再編促進金融業務を除く。)を行うために必要な資金の財源に充てるため、国際協力銀行債券
第四十五条第二項	第四十一条第一項	第四十一条第一項及び駐留軍再編特別措置法第十八条
同項各号の業務	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務
海外経済協力業務	海外経済協力業務及び駐留軍再編促進金融業務	海外経済協力業務及び駐留軍再編促進金融業務

第五十一条	これに	務
第五十二条及び第五十三条第一項	この法律	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第五十三条第一項	第五十三条第一項	この法律又は駐留軍再編特別措置法
第五十三条第一項	同項	第五十三条第一項(駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)
第五十三条第四号	第二十三条	第二十三条及び駐留軍再編特別措置法第十六条第一項
第五十九条第七号	第五十二条第二項	第五十二条第二項(駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十條第五項並びに第五十三條の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四條第二項第一号、第五十二条、第五十三条第一項及び第五十九條第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。		又は職員は、二十万円以下の過料に処する。 一 第十七條第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。 二 第二十條第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。
2 (駐留軍再編促進金融勘定の廃止) 第二十三条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。		第五章 駐留軍等労働者に係る措置 第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成十一年法律第二百七号)第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じて技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。
3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。		第六章 雑則 (省令への委任) 第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。
第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員		

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日(前項に規定する場合にあつては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行革推進法」という。)第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三条第一項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第四条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

(防衛省設置法の一部改正)

第四条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号の一部を次のように改正する。

附則第二項の表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日までの間

- 一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号)第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。
- 二 再編関連振興特別地域(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。
- 三 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。)の作成に関すること。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六十条の規定が効力を有する間	同法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。)に関すること。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六十条の規定が効力を有する間	同法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。)に関すること。

附則第五項を次のように改める。

(特別の機関の設置の特例)

5 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。

附則第六項から第十七項までを削る。

附則第十八項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項を附則第六項とする。

別表(第十一表関係)

項	事業の区分	国の負担又は補助の割合
一 土地改良	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業	十分の五・五
二 漁港	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に掲げる基本施設又は同条第二号に掲げる機能施設のうち輸送施設若しくは漁港施設用地(公共施設用地に限る。)の修築	十分の五・五
三 港湾	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(以下「水域施設等」という。)の建設及び改良	十分の五・五 四十二條第一項に規定する国土交通省令で定める小規模な水域施設、外郭施設又は係留施設の建設及び改良にあつては、十分の四・五
四 道路	港湾法第二条第二項に規定する地方港湾における水域施設等の建設及び改良 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路の新設及び改築	十分の四・五 十分の五・五

五	水道	水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の三
六	下水道	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に掲げる公共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七	義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五